

平成28年3月11日

平成28年3月14日

平成28年3月16日

平成28年3月17日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 予算委員会

2 日 時 平成28年3月11日(金) 午前10時00分開会
午後 3時25分閉会

3 場 所 議場

4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、野畑直委員、
中面幸人委員、大田重男委員、濱崎國治委員、
濱之上大成委員、山田勝委員、岩崎健二委員、

5 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 大瀧 昭裕

6 説 明 員

・ 議会事務局		・ 監査事務局	
局長	松崎 裕介 君	局長	川畑 幸博 君
次長	平石 龍喜 君	・ 会計課	
・ 選挙管理委員会		課長	小牟田 伸雄 君
局長	川畑 幸博 君	課長補佐	内園 久仁代 君
係長	新町 博行 君	・ 税務課	
・ 総務課		課長	川畑 宏之 君
課長	内園 由幸 君	課長補佐	前田 武三 君
課長補佐	尾塚 禎久 君	係長	大下本 護 君
係長	牟田 昇 君	係長	大田 省吾 君
係長	前田 敏 君	・ 生きがい対策課	
係長	中尾 隆樹 君	課長	早瀬 則浩 君
係長	寺地 英兼 君	課長補佐	牛濱 美紀 君
・ 消防係		係長	新坂 謙二 君
参事	上野 正順 君	係長	中園 修 君
係長	堀切 潤一 君	係長	別府 輝雄 君
・ 企画調整課		係長	猿楽 浩士 君
課長	山元 正彦 君	園長	永田 靖子 君
課長補佐	池田 英人 君		
係長	本藏 雄一 君		

7 会議に付した事件

- ・ 議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算
- ・ 議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

8 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

おはようございます。ただいまから予算委員会を開会いたします。さる3月3日の本会議において、本予算委員会に付託されました案件は、議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算、議案第19号 平成28年度阿久根市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成28年度阿久根市簡易水道特別会計予算、議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算、議案第22号 平成28年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成28年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成28年度阿久根市水道事業会計予算、以上7件であります。

初めに本委員会の日程について、先の委員会で決したとおり、本日と14日、16日及び17日までの4日間ではありますが、お手元に配付してあります審査日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、現地調査につきましては、準備等の都合により、16日の各課の審査終了後にお諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、各委員に申し上げます。質疑は一問一答方式とし、議題外に渡らず、簡潔明瞭とし、また、質疑はページ数と、款、項、目等を言ってからされるようお願いいたします。

それでは日程表にしたがい、議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。議会事務局の出席をお願いします。

（議会事務局 入室）

○議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

それでは、議会事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

松崎議会事務局長

議案第18号のうち、議会事務局の所管に関する事項について、御説明を申し上げます。一般会計予算書の36ページをお願いします。第1款、1項、1目、議会費の28年度予算額は、1億3,361万円で、前年度比、1,041万7千円の減額となっております。減額の主な理由は、4節共済費のうち、議員共済会負担金1,133万2千円の減額が主な理由となっております。それでは各節ごとにご説明いたします。1節、報酬5,415万8千円は、議員16名の議員報酬及び議会事務嘱託員1名の報酬であります。2節、給料1,671万7千円は、職員4名分の給料であり、3節、職員手当等2,514万7千円は、一般職期末勤勉手当689万9千円、議員期末手当1,584万2千円が主なものであります。4節、共済費2,651万3千円は、一般職職員共済組合負担金549万1千円、議員共済会負担金2,067万6千円が主なものであります。9節、旅費548万7千円は、議長の旅費のほか、2常任委員会の所管事務調査等の費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。10節、交際費は42万円を計上いたしました。11節、需用費240万2千円は、議会だよりの印刷製本費142

万1千円が主なものであり、そのほか現行法規等の追録代、必読図書、事務用品等があります。12節、役務費16万2千円は、郵便料・電話料や議長出会時の代行運転手数料が主なものであります。13節、委託料157万7千円は、会議録反訳製本業務の委託料です。14節、使用料及び賃借料6万4千円は、タクシー等の賃借料であります。18節、備品購入費4万9千円は、議会だより等を市民ホール等に配置するためのパンフレットスタンドの購入が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金91万4千円は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の負担金61万2千円及び会議出席負担金17万2千円が主なものであります。

次に歳入について申し上げます。予算書の32ページをお願いします。19款、5項、4目、雑入、20節、雑入のうち1行目の雇用保険料124万5千円のうち、8千円が議会事務嘱託員分の雇用保険料であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

牟田学委員長

事務局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

36ページの4節の議員共済会負担金についてお伺いいたしますが、ことし1千万、1,041万7千円減になっておりますけれども、議員年金については、平成23年度にもうなくなりましたけれども、現在支給されている内容についてですね、わかったら教えていただきたいと思っております。

松崎議会事務局長

地方議会議員年金制度につきましては、平成23年5月31日に今委員がご指摘のとおり制度が廃止されております。現在、既に対象者となっている方が、平成27年3月31日現在におきまして、退職年金受給者が全国の市議会議員の方の退職年金受給者が3万2,020人、遺族年金受給者が2万4,111人となっております。この市議会議員共済会のこの支払総額につきましては、444億204万4千円となっております。これらを全国の市で割り振った金額が議員共済会の負担金ということになっております。以上です。

中面幸人委員

阿久根の対象者というのはわかりますか。

松崎議会事務局長

今、手元にちょっと資料がございませんけれども、阿久根市におきましても、退職年金受給者、遺族年金受給者それぞれ、10数名だったと記憶しておりますが、そのような形で今もいらっしゃるかとあります。

竹原信一委員

13節の委託料の件、会議録なんですけど、私なんかは印刷されたものはいらないうい気がしてるんですよ。あれは何セットつくって、もしですよ、議員の印刷分はいらないういことになったら、どんくらい節約できますか。

松崎議会事務局長

13節の委託料の会議録の分ですが、これが、1分単価で契約をしております、1分単価が380円の契約であります。なお、今おっしゃられた部数につきましては、印刷部数につきましては50部となっておりますので、仮にその印刷の部数を減らしたときに、1分単価がどれくらいになるかというのは、また具体的には見積もりを出して確

認の必要があると考えております。

竹原信一委員

1分単価って何だっけ、ページ、時間で冊数というのと、それで見積もりとってやるとというのはよくわからないですけども。

松崎議会事務局長

1分あたり380円、データで印刷所にお送りしますので、1分当たりの単価が380円、これの時間数の予算的には66時間を計上してございますので、先ほど申し上げたように、その冊数によって、この1分単価がどれくらい少なくなるかというのは見積もりで確認の必要があるということであります。

牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第号18中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。
(議会事務局退出、監査事務局入室)

牟田学委員長

次に、議案第18号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。監査事務局長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について簡潔明瞭にお願いします。

川畑監査事務局長

議案第18号 平成28年度一般会計予算のうち、公平委員会及び監査事務局所管分について御説明いたします。それでは、まず公平委員会費から御説明いたします。予算書の44ページをお開きください。2款、1項、10目、公平委員会費の当初予算額は、40万4千円で、前年度と比較して1万2千円の減となっております。それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節、報酬の10万5千円は、公平委員3名分の委員会及び県連合会総会並びに研究会出席時の報酬であります。9節、旅費の24万3千円は、全国公平委員会連合会本部研究会及び県連合会総会へ出席するための委員及び職員の旅費が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金の4万9千円は、県及び全国の公平委員会連合会への負担金と会議の出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。予算書の54ページをお開きください。2款、6項、1目、監査委員費の当初予算額は、1,674万1千円で、前年度と比較して293万9千円の減となっております。減額の主な理由は、人件費の減が主なものであります。

では、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節、報酬の166万6千円は、監査委員2名分の報酬であります。2節、給料から4節、共済費は、職員2名分の人件費であります。9節、旅費の62万円は、諸研修会及び総会等への出席旅費及び費用弁償が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金の4万8千円は、予算書に記載してあるとおり、九州各市監査委員会ほかの負担金及び会議等の出席負担金であります。歳出については以上であり、歳入についてはございませんでした。

以上で公平委員会及び監査事務局所管分について説明を終わりますが、ご審議方よろしく願いいたします。

牟田学委員長

局長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

人件費が減った。

牟田学委員長

何ページですか。

竹原信一委員

54ページの監査委員費、総務費の、人件費が減ったという説明がありましたけれども、その理由は何でしょうか。

川畑監査事務局長

昨年と職員と、また今年度の職員とは職員が違っておりました、異動による人件費の減ということになります。以上であります。

竹原信一委員

今、何人でしたか。

川畑監査事務局長

現在2名であります。

竹原信一委員

そうすると、変わっていない人はいるわけでしょう。一人だけ変わって、その変更分が300万ほど違うということですよ。

川畑監査事務局長

そういうことです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

大田重男委員

2款6項1目1節の報酬、この委員報酬ですね、166万6千円というのは、長いことこの数字できているみたいに思うんですけど、代表監査の事務の量を見るとですね、ものすごくボリュームが多いように感じるんですよ。だから、いつもこういった金額になってますけど、なんか根拠があったら教えてください。

川畑監査事務局長

報酬の根拠ということでございますけれども、こちらの方につきましては、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、こちらの方に基づいた報酬となっております。以上です。

大田重男委員

これ最後ですけど、代表監査もですね、月々のやつというのは9万足らずなんですね。だから私も監査委員をやったときに、非常に代表監査の仕事が大変だなんていうのは感じました。だからこの辺をですね、また来年度の予算ではですね、見直してもらえたらと思っています。以上です。

牟田学委員長

よろしいですか。

[大田重男委員「はい」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(選挙管理委員会係長 入室)

次に、議案第18号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

川畑選管事務局長

議案第18号 平成28年度一般会計予算のうち、選挙管理委員会事務局所管分について、御説明いたします。予算書の50ページをお開きください。2款、4項、1目、選挙管理委員会費の当初予算額は、1,025万4千円で、前年度と比較して8万2千円の増となっております。では、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節、報酬の180万8千円は、選挙管理委員4名分の報酬であります。2節給料から4節、共済費は、職員1名分の人件費であります。19節、負担金補助及び交付金の6万4千円は、九州都市選挙管理委員会連合会等への負担金及び会議出席負担金であります。次に、2目、選挙啓発費であります。予算書は51ページになります。当初予算額は21万6千円で、前年度と比較して2万3千円の増となっております。

では、節ごとに主なものについて、御説明いたします。8節、報償費の7万円は、明るい選挙推進協議会委員の各種総会及び選挙出前授業等への出会謝金であります。11節、需用費の6万円は、新有権者に対し配布する選挙啓発用冊子の購入分であります。19節、負担金補助及び交付金の8万3千円は、県明るい選挙推進協議会出水支会の常時啓発負担金分であります。次に、4目、参議院議員選挙費の予算額1,198万1千円ありますが、本年7月25日任期満了に伴う参議院議員選挙の執行経費であります。

では、節ごとに主なものについて、御説明いたします。1節、報酬の583万5千円は、期日前投票管理者及び立会人、選挙当日における各投票所投票立会人、開票管理者及び開票立会人、投・開票事務従事者等の報酬であります。3節、職員手当等の62万円は、事務局職員及び期日前投票関係職員の時間外手当が主なものであります。7節、賃金の135万9千円は、臨時職員の賃金であります。12節、役務費の108万7千円は、投票所入場券の郵送料が主なものであります。14節、使用料及び賃借料の159万9千円は、ポスター掲示板の借上料及び投票用紙読み取り分類機リース料が主なものであります。次に、予算書の52ページをお願いします。5目、県知事選挙費の予算額995万2千円ありますが、本年7月27日任期満了に伴う鹿児島県知事選挙の執行経費であります。

では、節ごとに主なものについて、御説明いたします。1節、報酬、3節、職員手当等、7節、賃金、12節、役務費につきましては、先ほど説明いたしました、参議院議員選挙費と同様の内容であります。13節、委託料の46万円は、ポスター掲示場の建込及び撤去費が主なものであります。18節、備品購入費の87万円は、選挙公報紙の卓上紙折り機及び投票所受付テーブル等の購入費が主なものであります。次に、10目、海区漁業調整委員会委員選挙費の予算額122万8千円ありますが、本年8月7日任期満了に伴う鹿児島海区漁業調整委員会選挙の執行経費であります。以上で、歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書の28ページをお開きください。14款、3項、1目、総務費委託金、4節、選挙費委託金2,316万2千円は、県知事選挙費995万2千円、参議院議員選挙費1,198万1千円及び海区漁業調整委員会委員選挙費122万8千円の執行経費が主なものであります。以上で、選挙管理委員会事務局が所管しております事項について説明を終わりますが、ご審議方よろしく願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明は終わりました。これより質疑にはいります。

竹原信一委員

50ページ、選挙管理委員の報酬、4人で180万円ほど、一人45万円になるわけですが、この計算はどういうふうにしてあるの。

川畑選管事務局長

ただいま報酬の内容についてということですが、選挙管理委員長がこちらの方が月額報酬となっておりまして、月4万6、500円であります。これの12月で5万8千円、委員が3名おります。月額は3万4、700円の12月で、一人当たり4万1千6、400円というふうになってまいります。

竹原信一委員

実際の出会、出席と言いますか、仕事の日数はどれほどになっていますか。

川畑選管事務局長

毎月、定例の選挙管理委員会を一回ずつは実施しております。そして選挙時につきましては、一回の選挙あたり3回から4回程度出会をされるということで、平成27年度につきましては、三つの選挙がございましたので、トータルすれば出張等もあわせて、年30回程度出会というふうな形になってまいります。以上でございます。

竹原信一委員

出会の際に別に手当というのはいらないんですか。出たときに幾らというのはいらないんですか。

川畑選管事務局長

報酬は月額になっておりますが、費用弁償という形ですね、こちらの方は旅費になりますけれども、自宅から本庁までの費用弁償が支払われることとなります。以上であります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第18号中 選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局退出、会計課入室)

牟田学委員長

次に、議案第18号中、会計課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容について、簡潔明瞭にお願いします。

小牟田会計課長

それでは、議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計当初予算のうち、会計課所管に係る歳入歳出予算について、歳出から説明いたします。予算書の40ページをお開きください。第2款、総務費、1項、総務管理費、6目、会計管理費の総額は48万2千円で前年度に比較して、2万5千円の減額であります。それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。まず、9節、旅費、6万7千円は、鹿児島県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会への参加旅費が主なものであります。次に、11節、需用費の12万円は、図書追録代ほか、事務用品代であります。12節、役務費の24万2千円は、口座振込みの支払いに係る伝送システム利用手数料及び金融機関への窓口収納手数料が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金の5万3千円は、県都市会計管理者会の年間負担金1万円のほか、会計事務研修会参加負担金が主なものであります。

す。次に、124ページをお開きください。第12款、1項、公債費、2目、利子、23節、償還金利子及び割引料のうち、会計課所管分は94万円であり、歳計現金に不足が生じた時に借入する一時借入金の利子であります。

次に歳入について、ご説明いたします。31ページをお開きください。第19款、諸収入、2項、1目、市預金利子、1節、預金利子の19万1千円は、歳計現金及び歳計外現金の運用利子であります。以上で、会計課所管の事項について説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

先ほど課長がですね、

牟田学委員長

マイクをお願いします。

山田勝委員

先ほど課長が、口座振替についての手数料とかいう話しをされたんですが、具体的にどういう、どことどこと、どういう口座振替の手数料ですか。

小牟田会計課長

口座振込みの手数料につきましては、支払いの窓口収納手数料というのがあります。税とか以外のもの、例えば、税あるいは住宅使用料ほかのものに、それ以外のものについて、納付書で納められた分について、手数料を払うということになります。

山田勝委員

税金等については、口座振替は会計課の管理じゃないんですよね。というのは、そのほかの方々の口座に振り替えられる分についてですか、阿久根市に納入されるお金の。

小牟田会計課長

口座振込みではなくて、納付書で直接、税以外のものを入れられたときの手数料ということになります。

山田勝委員

すいません。口座振替じゃなくて、納付書で直接、阿久根市に納入されたときの手数を阿久根市が負担せないかと、こういうことですか。

小牟田会計課長

そういうことになります。

山田勝委員

公債費の中で、阿久根市、まあ私たちは基金があったり、積立金があったりするので、市中銀行から借りることはないと思うんだけど、現実にはあるんですよね。それが、結局1年間に何万借りて、そして幾ら預金を、何て言うんですか、幾ら手数料を払ったということと、あわせてですね、あなた方が貯金をしてですよ、阿久根市が、あなた方が管理している金を市中銀行に貯金をして、その利子というのほどのような仕組みになってどれくらいあるんですか。

小牟田会計課長

まず、公債費の利子、一時借入金ですけれども、27年度につきましては、今のところ一時借りの実績は、今年度はないかということで、今年はございませんでした。実績としまして、26年度が事業が多かったりとかして、現金が、どうしても支払いがない

と、足りないということで、昨年度は2回ですね、一借りをしております。金額も10月ぐらいが1億5、6千万、あと2回目を約5億というようなことで、日数と金額で一借りの金額というのは違うんですが、利率につきましては、0.56ですかね、ということで、26年度は16万7、998円、25年度が2万7、353円ということで、その年の工事であったり、どうしても現金が不足するというようなときに、一借りをしているという状況であります。歳入につきましては、予算につきましては、大体利息0.04%あたりで、3億の0.04%、あるいは日数です、だいたいの金額と日数で変わるんですけども、今年度の、27年度の実績といいますか、2月までの実績としましては、今のところ歳計現金だけの、定期にした場合の利息でありますけれども、2月末で43万6、700円と。これも預け入れる金額であったり、期間であったり、利率が若干違います。1カ月以上の定期をする場合、各金融機関から一応見積もりをとって、一番高いところに預け入れをするという形をとっております。

牟田学委員長

はい、ほかにありませんか。

竹原信一委員

ちょっと教えてください。割引料というのはどういうものなんですか。利子及び割引料。

牟田学委員長

何ページですか。

竹原信一委員

124ページ、12款の23節、償還金利子及び割引料。

小牟田会計課長

償還金の利子です。一時借入れの利子です。

竹原信一委員

一時借入れの利子が割引料と言うんですか。

小牟田会計課長

この償還金利子及び割引料というところの、割引料の意味でありますか。申しわけありません。この部分については、償還金利子ということで、借りたものに対する利息というようなことで私どもも理解していたもので、割引料というところまで、ちょっと申しわけございません、勉強不足でございます。

竹原信一委員

ちょっとあとで教えてください。

[小牟田会計課長「はい」と呼ぶ]

それから、一億円ほどそれがなるわけですよ。例えば今世間は、利息が利子というかな、随分下がっている感じがするんですけど、そういうのの借り換えというのはどんなふうにしてるんでしょうか。利子が高いものから、普通はやるじゃないですか。安くなったら、借りたのを借り換えをするのが普通に行われると思うんですけど、阿久根市ではそういうことはしないのでしょうか。

小牟田会計課長

今、私どものところでは歳計現金の運用ということで定期をしたりしてるんですけども、期間もですね、一カ月、2カ月であったり、あるいは1カ月以内であったりというようなことで、歳計現金については預け入れをして運用を図っておりますので、切り替えというのはしていないところです。基金等もございまして、うちではござい

ませんが、基金等もあります。しかしながら基金等も1年間と、当初で見積もりをとって、しているということもございまして、今のところはやっていないということです。切り替えはしてないということです。

竹原信一委員

基金等を一年単位でやっているということですか。

小牟田会計課長

そういうことです。

[竹原信一委員「はい、わかりました」と呼ぶ]

割引料がございましたので、割引料は手形の割引きに用いる用語で、満期未到来の手形を手形金額から満期までの利息、その他の費用を控除した金額を対価として、通常裏書きの方法により、収受する行為を言うというふうに、書物ではなっているようでございます。

牟田学委員長

よろしいですか。

竹原信一委員

そういう作業を実際にはやっているんですか。

小牟田会計課長

手形でというのがございせんので、私の経験はないところです、実際には。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(会計課退出、総務課入室)

牟田学委員長

次に、議案第18号中、総務課所管の事項について審査に入ります。総務課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

内園総務課長

それでは、議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算の総務課所管分につきまして、御説明させていただきます。まず、歳出から御説明いたします。予算書の37ページをお願いします。第2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、6億531万1千円は、前年度比、3億7,373万2千円、38%の減となっております。その主な要因は、县市町村総合事務組合負担金の第1スパンが、平成26年度で期間満了となりましたことから、平成27年度には、平成18年度から平成26年度までの精算金、約3億7,300万円を予算に計上していたものであります。

それでは、各節ごとの主なものにつきまして御説明いたします。1節、報酬、2,052万8千円は、77集落の行政事務連絡員の報酬1,331万1千円と電話交換・放送業務等嘱託員4人分の報酬701万3千円がその主なものでございます。なお、平成27年度までは、電話交換・放送業務等嘱託員は3人配置していたものでございますが、平成28年度からは市民相談室の窓口業務と統合いたしまして、4人のローテーションで業務を行うこととしたものでございます。また、説明欄にあります委員報酬のうち空家等対策協議会委員報酬につきましては、議案第8号で審議をいただきました空家等対

策協議会条例の制定に伴う協議会委員の報酬を計上したものでございます。次に、2節から4節までは、特別職2人と職員41人分の人件費でございますが、3節、職員手当等の中には、毎年、市町村総合事務組合に負担しております特別職及び一般職の職員分の退職手当負担金2億2,041万4千円が含まれております。8節、報償費、49万7千円は、市民表彰式の経費が主なものでございます。38ページをお願いいたします。9節、旅費、661万8千円は、特別職を含む職員の旅費でございます。この中には、平成27年度から実施しております県との人事交流派遣に係る経費1名分に、平成28年度から新たに人事交流派遣を予定しております1名分を加え、計2名分の248万5千円が含まれているところでございます。10節、交際費、120万円につきましては、市長等が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費でございます。11節、需用費、76万2千円は、各種法令等の追録代などが主なものでございます。12節、役務費、177万7千円は、郵便料・電話料のほか、市が主催しております行事等における障害等補償保険制度でございます市民総合賠償補償保険料などが主なものでございます。13節、委託料、1,319万6千円は、職員の健康診査業務ほか、顧問弁護士の委託料や産業医健康管理業務委託料等を計上いたしましたものでございます。19節、負担金補助及び交付金、3,083万9千円は、市長会や地域安全活動として阿久根地区防犯協会への負担金その他、区長会等への運営費補助等が主なものでございます。39ページをお願いいたします。25節、積立金、1,001万9千円は、職員の退職手当準備基金積立分1千万円と、その利子相当分1万9千円を予算計上したものでございます。次に、2目、職員研修費、243万9千円は、前年度比、9万9千円の減であり、その主なものといたしましては、旅費を27年度の実績見込額に基づき減額したところでございます。13節、委託料、59万4千円は、職員の資質向上を図り、職場の活性化を目指すための研修業務委託料と、人事評価制度に係る評価者研修業務委託料でございます。19節、負担金補助及び交付金、59万1千円は、職員研修を委託している区市町村職員研修協会や市町村アカデミーなどへの中央研修負担金でございます。次に、3目、広報費、793万3千円は、前年度比、130万3千円の減であり、その主なものといたしましては、広報誌の印刷費などの節減によるものでございます。11節、需用費、545万9千円は、広報誌発行に係る費用が主なものでございます。12節、役務費、108万2千円は、近畿・東海・関東各阿久根会への広報誌郵送料などでございます。19節、負担金補助及び交付金、113万6千円は、各区への放送設備維持管理に対する補助金のほか、新規の区加入世帯に対する戸別受信機設置補助金でございます。なお、各区の無線化の整備状況といたしましては、平成26年度末で整備予定の区75区中、75区において無線化が終了いたしましたところでございまして、整備が予定されたところについては26年度をもって完了したところでございます。次に、4目、文書費、615万4千円（訂正あり）は、前年度比、50万8千円の増であります。まず、1節、報酬、21万3千円は、行政不服審査会委員3人分の報酬でございます。昨年度までは、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬として予算計上しておりましたが、議案第9号で上程中の阿久根市行政不服審査会条例の制定に係る委員会を開催した時の委員報酬でございます。40ページをお願いします。11節、需用費、105万円は、官報書籍追録代や議案書等の印刷製本費が主なものでございます。13節、委託料、134万円は、市のホームページでも閲覧できる、電子例規集データ更新や例規集の追録発行に係る委託料でございます。14節、使用料及び賃借料、351万5千円は、例規執

務システム使用料と印刷機やプリンター複合機等のリース料でございます。次に、45ページをお願いいたします。13目、交通安全対策費、315万7千円は、前年度比、8万3千円の減となっております。まず、1節、報酬の181万7千円は、交通安全対策会議委員2人と交通安全専門指導員1人の報酬でございます。4節、共済費、30万7千円は、交通安全専門指導員の社会保険料でございます。8節、報償費、20万3千円は、交通安全協力員及び交通安全対策企画員の謝金のほか、交通安全作文標語コンクールの経費及び交通遺児激励費などでございます。11節、需用費、21万8千円は、新入学児童安全帽子、ランドセルカバー、交通安全啓発チラシ印刷代が主なものでございます。なお、新入学児童として160人分を予算計上いたしているところでございます。46ページをお願いいたします。13節、委託料、9万8千円は、高齢者体験交通安全教室を市内の自動車教習所に委託して実施するものでございます。次の19節、負担金補助及び交付金、45万3千円は、阿久根地区交通安全協会等への負担金でございます。次に、16目、庁舎管理費、3,450万1千円は、前年度比、5,218万円の減でございます。減額の主な理由といたしましては、27年度は、交付金事業を活用いたしまして、庁舎の非常用蓄電池を取り換えや、公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用いたしまして、庁舎に太陽光発電システムの蓄電池の整備や照明をLED化するなどの工事設計業務委託のほか、当該工事費を予算計上していたものでございますが、28年度は、これらに要する経費が不用となったものでございます。まず、1節、報酬の181万円は、庁舎・公用車管理員の報酬でございます。4節、共済費の36万9千円は、庁舎・公用車管理員及び庁舎警備員の社会保険料でございます。7節、賃金の458万4千円は、庁舎警備員3名分の賃金でございます。11節、需用費、1,690万6千円は、庁舎の電気・水道等の光熱水費と冷暖房用の燃料代などが主なものでございます。13節、委託料、907万7千円は、説明欄に記載の13項目に係る庁舎管理業務に要する委託料でございます。次に47ページになりますが、14節、使用料及び賃借料の予算額90万円は、トイレ衛生器具の借上料でございます。18節、備品購入費、54万2千円は、庁舎内事務用机5台と内線電話機5台のほか、ブラインドの購入費用でございます。次に、17目、電算管理費、8,908万2千円は、前年度比、493万3千円の増でございます。増額となりましたのは、平成27年度から整備を進めております、マイナンバー制度に伴うネットワークシステムのセキュリティー強化に係る整備費用が主なものでございます。11節、需用費、1,088万5千円は、電算機器の修繕やプリンタートナーなど消耗品購入費が主なものでございます。12節、役務費、735万6千円は、市役所本庁と支所・出張所、各小中学校等外部施設を接続しております通信回線費及びインターネット接続料などが主なものでございます。なお、28年度予算には、大川小学校の追加に伴う初期投資費用が含まれているところでございます。13節、委託料、1,457万2千円は、説明欄の5項目に係る業務委託料でございます。14節、使用料及び賃借料、3,694万7千円は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料などが主なものでございますが、この中には、先ほど説明いたしましたマイナンバー制度に伴うネットワークシステムのセキュリティー強化に係る費用等が含まれているところでございます。19節、負担金補助及び交付金、1,756万7千円は、説明欄に記載の総合行政ネットワーク負担金や電算システムサポート負担金などのほか、説明欄の一番下に記載のシステム改修負担金が主なものであり、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修負担金を計上してい

るところでございます。次に48ページをお願いいたします。2項、徴税費、1目、税務総務費の総務課所管に係るものは、1節、報酬、4万2千円、9節、旅費、6千円、19節、負担金補助及び交付金、8千円であり、これらは、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び委員等の研修に係る経費でございます。次に、104ページをお願いいたします。第9款、消防費、1項、4目、災害対策費、1、164万9千円のうち、総務課所管分は1,056万4千円でございます。1節、報酬、7万4千円は、防災会議委員と国民保護協議会委員報酬でございます。3節、職員手当等、100万円は、災害対応時における職員の時間外勤務手当を予算計上したものでございます。7節、賃金、5万8千円は、災害対応時の臨時職員賃金でございます。9節、旅費のうち、総務課所管分は81万4千円であり、防災会議委員及び国民保護協議会委員の費用弁償のほか、27度に加入しました市町村広域災害運営協議会への参加旅費が主なものでございます。11節、需用費、208万3千円のうち、総務課所管分は197万6千円であり、防災行政無線の修繕料でございます。災害対策用情報通信システムのJ-A-L-E-R-Tの受信機が平成27年度で期間満了となりましたことから、受信機の更新作業を行う費用も含まれているところでございます。次に12節、役務費、19万7千円は、県防災行政無線再整備に係ります衛星携帯電話使用料や施設損害保険料などが主なものでございます。13節、委託料、497万7千円は、防災行政無線保守業務に係る費用でございますが、この他、平成28年度には、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用いたしまして、原子力防災マップ作成業務委託料を計上いたしているところでございます。14節、使用料及び賃借料の74万円うち、総務課所管分は24万円であり、災害対策関係に係る車借上料及び松ヶ根中継局土地使用料のほか、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用いたしました、原子力防災訓練時のバス借り上げ料を予算計上いたしているところでございます。19節、負担金補助及び交付金、117万1千円は、説明欄に記載しております協議会等への負担金及び県防災行政無線再整備事業に係る負担金が主なものでございます。以上で歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書の20ページをお願いいたします。まず、第12款、使用料及び手数料、1項、1目、総務使用料、1節、総務管理使用料のうち、総務課所管分は、庁舎使用料84万1千円であります。この内訳としましては、機械棟の一部を職員団体へ事務所として貸し付けているほか、JA鹿児島いずみ、九州労働金庫と南日本銀行・鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫の合同ATMをはじめ、庁舎市民ホールに設置しております自動販売機の設置使用料でございます。次は、21ページから22ページになりますが、2項、1目、総務手数料、1節、総務管理手数料の地縁団体証明、公文書閲覧等、り災証明は、それぞれ千円ずつを費目計上いたしたところでございます。次に、27ページをお願いいたします。第14款、県支出金、2項、8目、消防費県補助金、1節、消防費補助金の440万6千円は、緊急時対策調査・普及等事業の実施に伴う原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を財源充当するものでございます。なお、補助率といたしましては、補助対象経費に対し100%となっているところでございます。次の3項委託金、1目、総務費委託金、1節、総務管理費委託金の6万円のうち、総務課所管分は市町村権限移譲交付金の2万円であり、新たに生じた土地の確認に関する事務に対する県からの交付金でございます。次の29ページになりますが、第15款、財産収入、1項、2目、利子及び配当金のうち、説明欄の上から5行目ほどにございます、退職手当準備基金利子

を、1万9千円見込計上したところでございます。次に、30ページをお開きください。第17款、繰入金、1項、3目、1節、退職手当準備基金繰入金は、出納閉鎖後に退職手当準備基金を取り崩し、繰り入れするものでございますが、区市町村総合事務組合負担金の第1スパンが、平成26年度で期間満了となりましたことから、平成27年度には、第2スパンの初年度に当り、退職手当組合への精算金等が発生しないため、廃目としたものでございます。次に、32ページをお開きください。第19款、諸収入、5項、4目、雑入、20節、雑入の全項目中、16項目が総務課所管分でございます。が、ここでは、10万円以上のものについて御説明させていただきます。32ページの説明欄の下から6行目の水道課光熱水費は、水道課に係る光熱水費を徴収しているもので、12万円計上いたしたところであります。次の33ページ上から2行目には、県政かわら版配布手数料として19万2千円を見込計上いたしております。同ページの中段にございます。水道課貸与パソコン使用料、30万9千円は、パソコンの水道課配置12台分の使用料と、水道検針機器システムの使用料でございます。また、その下5行目の広報あくね広告料42万円と、その下のホームページ広告料36万円は、広告料をそれぞれ見込計上いたしたものでございます。その3行下にございます。職員給与費等負担金1,049万1千円は、鹿児島県から派遣を受け入れている職員等に対し、支払った給与費等に対し、年度末に精算金として受け入れているものでございますが、平成28年度は2人分を計上いたしたものでございます。説明欄の下から4行目の、庁舎案内板広告料11万3千円は、庁舎入口に設置しております庁舎案内板の広告料でございます。次に、34ページをお願いします。説明欄の上から4行目の自動販売機設置負担金は、平成28年度から30年度までの3年間契約で、市民ホールの自動販売機の設置を公募し、受託業者から月額約2万1千円程度の4台分を見込計上したものでございます。

以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と担当係長等からさせていただきますのでよろしく願いいたします。

すいません、説明の訂正をさせていただきます。先ほど総務管理費の中で文書費を614万4千円と説明させていただきましたが、39ページになるようです。文書費を614万4千円と説明させていただいたようですが、615万4千円に訂正方お願いします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました、暫時、休憩いたします。

(休憩 11:11~11:20)

牟田学委員長

休憩前に引き続き会を開きますが、質問をされる委員の方は、マイクを寄せて質問をしてください。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

37ページ、2款、3目だっけ、これは区市町村総合事務組合負担金、退職手当分、2億2千万、これの内訳の計算書の資料を要求いたします

牟田学委員長

資料請求でよろしいですか。

[竹原信一委員「はい」と呼ぶ]

委員の皆さんはどうでしょうか。それでは、課長よろしくお願ひします。
ほかにありませんか。

竹原信一委員

46ページ、庁舎管理費の件ですが、どこだったかな。ちょっと今そっちはわからなくなつた。ページを忘れた。こっちの方からいきます。104ページの防災会議委員、これは何だっけ、9款の1節、報酬、防災会議委員8人と、この防災会議委員というのは、実際の話し、どういった話し合いをするんでしょうか。

内園総務課長

防災会議委員についてのお尋ねだったかと思いますが、基本的には市の防災計画を修正するとか、いわゆる見直しをする場合に開催しているといったところでございます。

竹原信一委員

そうすると全体的なやつなんでしょうかね。例えば、原発対策とか避難というか、そういったことに具体的なものについて防災会議委員が議論したりすることはあるんでしょうか。

内園総務課長

避難とか、そういった部分については、市の方の災害対策本部、こちらの方で対応しておりますので、今お尋ねの防災会議委員につきましては、防災計画、市が定めております、この防災計画、策定の段階ではその策定についてのご審議をいただいたということで、現在策定されておりますので、今後についてはその見直しとか、修正、そういった場合にこの会議を開催するというところでございます。

竹原信一委員

去年は開かれて、その会議はあったんですか。

内園総務課長

昨年度はこの見直しに対する会議は開催していないところです。

牟田学委員長

いいですか。

野畑直委員

37ページ、2款1項1目1節、報酬の行政事務連絡員の積算根拠を教えてください。

内園総務課長

行政事務連絡員の報酬等の積算根拠ということですが、職員の給料表の7級まで、給料表があるんですが、俸給表の4-15といったところを基本単価としまして、その報酬につきましては、その職員相当の6割ということで、60%掛ける77区で予算を計上させていただいているところでございます。

野畑直委員

77区、その恐らく世帯数とか、各区、均等割とかあると思うんですが、その根拠も教えてください。

牟田学委員長

もう一回お願いします。

野畑直委員

各区単位ですすね、これを77で割ってするんですか。

内園総務課長

先ほど言いました、給与表の4-16と言いますのは、おおむね28万8、100円なんですけど、ここに対して約6割程度ということで率を掛けました金額に、これもう報酬ですので、全員77をその額を掛けた金額を予算計上させていただいているということでございます。

野畑直委員

ということはですね、77区全員同額で配分するんですか。

牟田行政係長

それでは、行政事務連絡員の報酬についてお答えいたします。先ほど課長の方が回答しましたとおり、職員の4級15号級を基本としまして、その額の6割を報酬として支払っております。その計算方法としましては、均等割として、その額の6割を77区で割ります。残りの4割のうち3割を戸数割として、全体の区の戸数を割って、その該当区の加入戸数に掛けると。それから残りの1割については、距離割といたしまして、市役所から公民館、その該当区の公民館までの距離を算出した単価に基づいて、支出、計算するということになります。

[発言する者あり]

牟田学委員長

はい、ほかに。

竹原信一委員

20ページ、12款の総務使用料、庁舎の職員組合のあそこのところの使用料は幾らになっていますか。

内園総務課長

予算上、職員組合を計上しておりますのは、約37万円計上いたしているところです。

竹原信一委員

電気、水道及び電話代、通信費ですね、それはどうなっていますか。

内園総務課長

この37万円の中に、電気、水道料ということで、毎月5千円掛ける12月ということで6万円を、この37万円の中に含まれているところでございます。

牟田学委員長

いいですか。

竹原信一委員

電気、水道、電話代はどうなってますか。

尾塚課長補佐

ただいまの質問にお答えします。電気代につきましては、電話代は、これはですね、電話代としては予算計上しておりませんが、組合が使用しております、組合の事務所、これは機械棟にありますが、この機械棟につきましては、行政財産使用料徴収条例に基づいて、年約31万円、

牟田学委員長

もうちょっとゆっくりお願いします。

尾塚課長補佐

約31万円、それから先ほど課長からありました電気、水道代が年間6万円、それから市民ホールの自動販売機、たばこの自動販売機ですが、これが約9千円ちょっとですね。それから電気代としまして、月300円の12月分で3、600円で予算計上して

いるところですよ。

竹原信一委員

私は電話代を聞いたんですけど。

尾塚課長補佐

電話代としては、電話代としての予算は特に計上しておりません。

竹原信一委員

ということは、電話代は使っても、職員組合のその事務所の使用料、電話料金は請求していないということでしょうか。

内園総務課長

正式には確認したのち、ご報告というかお答えさしていただきたいと思いますが、電話代を予算に計上していないというのは、阿久根市職員労働組合として電話の契約をされているかと思しますので、電話料はおのずとそちらの方に直接請求が行っているものだと考えているところです。

牟田学委員長

いいですか。ほかに。

中面幸人委員

2款、

牟田学委員長

何ページですか。

中面幸人委員

38ページですね、2款1項1目19節の中で、県への派遣職員負担金というのが予算化されておりますけど、先ほど二人分というふうに聞きましたけど、この派遣に対してですよ、派遣職員はどういう基準で選ばれているとか、その辺あたりを教えてくださいませんか。

内園総務課長

すいません、派遣しているうちの職員の方なのか、受け入れる側なのか、どちらでしょうか。

中面幸人委員

市から県に行っている職員のことです。

内園総務課長

おおむね県との間で、職員の派遣交流をいたします場合は、県の方がおおむね、たとえば職責でいったら課長補佐級を派遣したいとか、係長級を派遣したいということで、逆に阿久根市から県の方に派遣で行く職員については、一般職員でお願いしたいということでの依頼が、こここのところ現在協議をしている段階とか、今派遣している職員にもそういう県からの要請がございましたので、若手、中堅といったところで、それと派遣先、例えば現在行っている職員が水産林務に在籍した職員を今派遣しているんですが、その職員については農政関係のところ勉強してきてもらうということで、農林水産といった形で、要請のあった部分で今後阿久根市にまた2年後帰ってきたときに、十分その県で学んだものを生かしてもらえそうなポジションと言いますか、部署と言いますか、そういったものを考慮に入れているといったところでございます。

中面幸人委員

やっぱり県へ出向してですね、いろいろ勉強されて帰ってきていただいていますね、市

の発展のために尽くしてもらわなければならないわけですが、やっぱり、言われていく人、自分から進んで行く人とか、それぞれ企業もですけどあるんですよね。そうした場合にですよ、その選ぶ基準というか、それぞれ例えば今後阿久根のいろんな施策の中で重要な課とか所管とかいうのもあるかもしれませんが、そういう基準ですね、例えば選ぶ基準、自分から希望する人を選ぶのか、市の方から指名するのか、その辺あたりはどういうふうにされておりますか。

内園総務課長

現在の取り扱いから言いましたら、こちらの方から、この職員に行ってもらいたいということで、その当該職員に対して相談して、家庭の事情等特段の事情がない限りということでご理解をいただいているといったところです。

中面幸人委員

過去にもこういう制度ですね、勉強されて帰って来られた職員もいらっしゃるかと思うんですけど、帰ってきてその後、どういう形ですね、市のために何と言うかな、いろんな研修に行けばレポートを出したりとかしますよね。そういうのはやっぱりなんかあるんですか。帰ってきたあとのですね。

内園総務課長

古い部分についてはちょっと正式な資料がございませんので、直近の部分については、帰ってきたときにはそれなりの研修等を含めた形で、職員研修の中で報告をさせるということで、現在計画をしているところがございますが、28年度までの派遣となっておりますので、その実施は29年になるかと思えます。それから過去において、派遣した職員が復帰した場合、阿久根市職員として。県の方の学事文書課といったところに行った職員は、復帰後は総務課行政係、それから県の方の財政関係といった部分にいた職員は、おのずと財政課で職場復帰させたという過去の事例等もございますので、そういった部分も含めて、十分県で学んだ部分は阿久根市で生かしていくような配置を考えていかなきゃいけないものだと考えております。

牟田学委員長

ほかに。

山田勝委員

ページはね、言わなくても今中面委員ののに関連してお聞きしますけどね、例えば派遣、研修というからね、ちょっとぎょうぎょうしくなるんだけど、現実には人事交流をするわけで、例えば県の人事異動と同じでしょう。県に行ってそこで仕事をしなさい、仕事を通してちゃんとして、勉強してきなさいということなんでしょう。

内園総務課長

ご指摘のとおりでございます。

山田勝委員

そういうことだと思いますよ。県に行っても、県でそこで仕事をするので、学ぶことにもなるし、あるいは人的交流もできるし、そういうことで私は長い目で見て、ものすごくためになるということだと思いますよ。だから県から来られた方もですね、阿久根市に来て、阿久根市で仕事をちゃんとすることでですね、それがまた本人のためにもなるし、あるいは今後のためにもなるわけですし、ただ私が思うのは、その給料体系はですね、例えば県の給料体系、こちらの給料体系、こちらで勤務しているときには阿久根が払う、県に行っているときには県がその職員に払うとこういうことなんですか。

内園総務課長

従前の給与表に基づく、その給与に当てはめた、派遣前のですね、そこの給与表で支払っております、給与の位置づけをしております、例えばうちから行った職員は県の方でいったんお支払いをしていただいて、それをこちらがまた負担金という形、年度末に県の方に支払っているという状況でございます。立て替えをしていただいて、その両方が。

山田勝委員

それは県から来ている職員も同じような取り扱いをされるわけですか。

内園総務課長

同様でございます。

山田勝委員

ということは、特別に支払いをすとかということはありませんということですね。あちらもこちらもその分の差額はちゃんとするけれども、職員に対して不利益があってはよくないと思いますのでね、交流したことによって。でも結果としては、そやあんまり変わらないと、そういうふうを受け取っていいんですよ。

内園総務課長

おっしゃるとおり、まあ事例で言いますと現在県から派遣を受けていますが、うちの方で、阿久根市役所で当然人件費は払っているんですが、年度末に県から払った相当額というか同額を、うちの方が支払った額を、同額を県から負担金としてまたいただいているということで相殺している状況です。

山田勝委員

そういうことでね、これはね、鹿児島県においてもね、阿久根市に来ることで県政を、鹿児島県政の中の充実を図る意味でね、十分成果のあることだと思いますよ、阿久根市についても同じですもんね。そこでちょっとお尋ねしたいんですが、今度は39ページですね、39ページの職員研修費、職場活性化研修業務ということをちらちらと説明受けましたけど、これはもうちょっとよく説明をしてください。

内園総務課長

職員研修といたしまして、職場活性化という名前のネーミングの中でやっているんですが、具体的には例えば新規採用された職員等につきましては、春と秋の双方2回ずつ吉田の研修センターとか、係長に昇格した、補佐に昇格した、課長に昇格した、その職務、職責に応じた研修もやっている分については、吉田の研修センターに行っているというものがございます。そのほか、独自で研修をやっておりますのが、いろんな講師を招聘^{しょうへい}いたしまして、招致^{しょうせい}いたしまして、こちらの方で、そのテーマに応じた講師で職員研修を行うというのが独自研修でございます。そのほか28年度から正式に人事評価制度というのを法制化されましたので、国の制度に基づいた形により近い形で人事評価をやっていく必要があるだろうということで、26年度からはその評価者、評価者によってばらつきがあったらいけないということで、そこらへんの評価者、また被評価者、受ける側も制度を十分理解してもらおうといった部分でのそういった研修のほか、アカデミー等の研修を実施しているところでございます。

山田勝委員

何でかって言ったら、私はいつも言うように、仕事をね、職員がどれぐらい頑張るかということでない、阿久根市は活性化しないんだよな。頑張る職員、頑張らない職員

も給料も同じなら話しにならんわけですから。ですから、その評価は誰がするの。

内園総務課長

先ほど言いました人事評価制度というのは、平成14年に阿久根市はもうできてまして、17年から本格実施ということで、試行期間を踏まえてやってたんですが、その制度自体が十分でなかったというような部分もありますので、そういった部分をおぎなうという形で、28年度から新たな人事評価制度を導入していこうと計画しているところでありますが、不備はあるとは言え、現在その人事評価制度に基づいて、評価といたしますのは一般職については一次評価者が係長、その係長の評価と本人自己申告に基づいたもの、二次評価者という形で、職場長、課長等が評価しているといったところで、その評価を総務課の方に上げていただいてこちらが審査をするといった状況でございます。

山田勝委員

例えばね、いつも思っているんですけどね、一生懸命やってるなあという人もおりますよ。ところが市民が来てもむだ話しをして、うちよてくれんという職員もいるという話しですよ。ですから例えば私はいつも市長にも副市長にも言っているんだけど、「ずっと見て回いやん」って言いますよ。見て回って、しょうとなかた、しょうとなかなかりにですね、ちゃんと注意せないかんですよ。そういう意味で、総務課長は人事評価の主管課としてですよ、主管課として、あなたは何遍ぐらい庁舎内を見て回るとか、することがありますか、ないですか。

内園総務課長

勤務時間内における部分については、具体的にいつということじゃなくて時折りということなんでしょうが、今年度からと言いますか、27年度から水曜日については、ノ一残業デーというのを名目上掲げていたということと、それと節電、帰るときはということで、毎週水曜日には、私と補佐の方で職場を、各職場を回っているところでございます。

山田勝委員

職場を見て回って、節電とかいうのじゃなくてですね、私はなんでかって、特にね、批判があるのは、福祉、医療あの付近だよな。あの付近に来てですね、言葉づかいが悪い、私はばかにされた、無視されたとか、たらい回しされたという話しが今でもある。ゆてもゆてもゆてもきかんとかが公務員ですよ、給料が減らんで。だから、そういうことについて、どこでどんなチェックをするかというのをはっきりしないとね、今後は簡単にいかないですよ。だから給料をどれくらいどこで操作するのか、ないで操作するんですか。人事評価の少ない人は、どこで給料のさじかげんをするんですか。

内園総務課長

その人事評価が5段階になっておりまして、標準と言いますのが60点から80点、ここが標準です。で80点を超える者が仮にいた場合は、当然これは加点になります。60点未満となった場合は、これ減点になりますので、これは給料をカット、一部、その率に応じてカットするというような仕組みになっているところです。

山田勝委員

やはりね、給料をカットするかね、あるいは人事異動でね、ちゃんとしないことにはな、きかんから。だからこの付近はね、総務課長ね、もう厳しい対応をしないとね、阿久根が自治体の体をなさなくなる可能性がそんなに長くないあれに来るから私は言うんですよ。だからほとんどな、ほとんどの人は、自分の、「ああ、もう市の職員になった

でよかった。もう死んまで安心じゃらいね」って言いますよ。言う人が多い。こういうことではよくなるから、もうちょっと職場をチェックして回るとか、何らかの形でするとか、せん限りだめですよ。んならちょっと聞きますけどね、給料が下がった額というのはどれぐらいですか、その60点以下の人で。何人ぐらいの人が対象者があって、何人、幾ら下がったか。

内園総務課長

先ほど、私、給料と申し上げたようですが、カット部分については勤勉手当、こちらの方に反映するというようにしているようでございまして、昨年度が3名ほど、標準以下が、該当者があったものと記憶しておりますが、ただ資料を持っておりませんので、金額が幾らというのは後ほどでよければ。

[発言する者あり]

山田勝委員

下がっても、スズメの涙ぐらいやればかんまんと、なあ。スズメの涙ぐらいの差しかつくとやれば、もともと平気やったんで。仕事をせんでも、ねえ知ってるでしょう、職員給料を一遍も、初任給を一遍もくれないで、すぐ直ちに上げてくれよった時代があるんだから。あんな平気なことをやりよった職員の名残りが残っている人がたくさんいるからね。だから、これはやっぱり厳しく言う方が、厳しく言って徹底的にやっていかないと市民はかわいそうですよ。市民が主権者ですよって言っても、じゃんかと、実際はな。だからそういうことを、こういう厳しいことを言わないとうまくいかないから、こういうことを言うんですよ。まあこれはね、こんな話しがあったということだけでないとしょんないけど、でも今後はずっとチェックしていきたいという気がしますよ。

牟田学委員長

よろしいですか。

[山田勝委員「はい」と呼ぶ]

中面幸人委員

39ページの2款1項1目、負担金補助及び交付金、区長会運営ということで、912万4千円予算してありますけど、今高齢化ですね、各区、それぞれの区がですね、区長さん、公民館長さん、大変これからいろんな負担が多くなると思うんですけども、先ほど、前のページで行政事務連絡員の説明もありましたけど、この区長会運営費について私もよくわからなかったので説明してください。

内園総務課長

積算根拠、

中面幸人委員

これがどういう趣旨のものかですね。

牟田行政係長

お答えいたします。先ほど、行政事務連絡員の報酬のところ、

牟田学委員長

係長、もっとマイクを寄せて。

牟田行政係長

市の職員の4級15号級の6割を報酬として支払うということにしております。その6割を除いた4割を今度は費用弁償という形でお支払いするということになります。その額を区長会の方にお預けして、区長会の方で、費用弁償としてお支払いいただい

るということになります。

中面幸人委員

区長会というのがありますよね、区長会。そこにお金をやって、そこからそういう費用弁償等を各区長さんに、いろんな会合等があったとき出すという、その運営費ですか。

牟田行政係長

その分が費用弁償分、それはあくまで区長さんがさまざまな活動をされる、市役所に行ったり、区の事務にかかわる仕事をされるということの分の費用弁償と、あとそれから、区長会としての運営費として、別個に25万円、これは含まれておりますけど、区長会の運営費ということでお支払いさせていただいているところです。

中面幸人委員

区長会の運営についてですよ、それぞれの区長が、いわば区に対してですよ、これはあくまでも区長さんに対してのものであるのか、そのなんか区に対して何らかのあれがあるとじゃなくて、区長さんに対しての本当に費用弁償的な部分ですか。

牟田行政係長

はい、この部分については、区長会に対する負担金25万円を除いた、費用弁償部分については、あくまで区長さんに対する費用弁償という形でお渡ししているところです。

中面幸人委員

区長さんはですね、年間いろんな行事がいっぱいありますよね。それぞれ区長さんによっては、ベテランの区長さんもおったり、新しい区長さんもおったりするなかですよ、それぞれ年間に区長さんが、いろんな行事にとか、そういうのに出るのもそれぞれだと思っんですよね。その区によって、区長さんによって、年間仮に60回ぐらい出る人もおれば、半数ぐらいしか出る区長さんもいらっしゃるかもしれません。そういうのに対してですよ、この運営費というのはそれぞれ変わってくるわけですよ。そういう考え方でいいんですか。

牟田行政係長

おっしゃるとおり、各区によってさまざま活動がございます。それを一概に例えば量というのははかることはできませんけれども、計算式といたしましては、先ほど報酬のところでも申しました計算式で算出した額を支払えるようにという形でしております。ですので、さまざまな活動を一概に、77区ありますので、一概に評価できるものではないと思いますし、その量としても、じゃあ、どこまでが行政事務連絡員としての範囲なのか、又はその地域のごく地域のことに關しての活動なのかということは、なかなかその境目というのはわかりませんが、計算式としてはそういう形でお支払いさせていただいているということでもあります。

中面幸人委員

市の方には、阿久根市全体の区長会長さんがいらっしゃいますよね。例えばこういう運営費等については、やはり所管の方でなされてるんですか。

牟田行政係長

区長会自体の事務局としては、行政係の方でさせていただいております。

山田勝委員

休憩してくれ。

牟田学委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:56～11:57)

牟田学委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止します。

○議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

牟田学委員長

休憩前に引き続き会を開きます。次に、議案第21号を議題とし、審査に入ります。
総務課長の説明を求めます。

内園総務課長

それでは、議案第21号 平成28年度阿久根市交通災害共済特別会計予算につきまして、御説明いたします。

特別会計予算書の67ページをお願いいたします。第1条は、平成28年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ379万2千円と定めるものであり、平成27年度と比較して、13万9千円の増額であります。それでは、歳出から説明させていただきます。74ページをお開きください。第1款、事業費、1項、1目、事業費、377万5千円につきまして、節ごとに説明いたします。1節、報酬、1万9千円は、交通災害共済審査委員会の委員報酬であります。8節、報償費、36万円は、各区長に対する会費取りまとめ謝金でございます。11節、需用費、16万5千円は、加入申込書印刷代などの消耗品が主なものでございます。12節、役務費、18万8千円のうち、9万2千円は郵便料であり、9万6千円は金融機関に支払う窓口収納手数料でございます。19節、負担金補助及び交付金、304万1千円は、会員の交通事故に係る見舞金297万7千円と交通災害共済システムに係る電算システムサポート負担金6万4千円でございます。次に、第2款、基金積立金、1項、1目 基金積立金、1万7千円は、主に基金利子分を見込み計上いたしましたものでございます。以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

前のページ、73ページにお戻りください。第1款、共済会費、363万4千円は（訂正あり）、75歳以上の高齢者を2,696人、一般の加入者を8,860人、合わせて、1万1,556人分の会費を見込み計上いたしましたものでございます。第2款、財産収入、1万6千円は、基金利子を見込み計上いたしました。以下、4款、繰越金、5款、諸収入につきましては、それぞれ千円づつの科目設定をしたところでございます。以上で、説明を終わりますが、答弁につきましては、私と担当係長等からさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

科目というか、全体的な話の中でね、基金は幾らあるの。

内園総務課長

現在のところ、基金は約7,500万円あるところでございます。

山田勝委員

基金がそれだけあったらですね、たとえば毎年の歳入のね、20年分だよ、20年分、だから、先日もほら、街灯の話が出ましたけど、やはり少しぐらいずつはね、交通の不便な場所とか、夜間けがでもしそうな場所の街灯をLEDに変えとかね、あるいは新しくつけるとかね、とか全部はしやならんたっで、できるところからね、一部、少しずつやってね、やはりその1年間の予算の20年分の基金ちゅうのはすごいことだと思いますよ、だからそれはね、検討もしていないと思うけど、検討に値すると思うがね。どうですか。

内園総務課長

ご指摘の分は、ここ数年来、基金残高が多額になっているということで、この27年度におきましても警察等々、いろいろ協議をしてきたといころでございました。特に交通弱者といいますか、高齢の方の事故というのが多い傾向にあるということで、そういった方についての利用方法はないかということやら、夜間の歩行中に対する蛍光塗料を塗った安全靴とか、タスキみたいな形のものとか、警察ともいろいろ協議をしてきたんですが、具体的に何にということが、まだ、決められない状況にあったという経緯がございます。それから、山田委員ご指摘のそういった防犯灯とか、そういった部分についての、防犯灯ということではなかったんですが、交通安全設備等に使用できないかという協議も行ったところではございましたけれども、その中ではこの基金というのがどうしても加入者の1人、1人の会費でこれまで積み立てられてきたということで、会員に返されるものがあればというようなものも議論の中ではあったところではございますが、いづれにしても、何らかの形でこの基金の在り方については早いうちに方向というかそういった部分は考えていかなければいけないとは認識しているところです。

山田勝委員

課長が言われる会員に返そうと言ってもね、死んだ人には戻しはならんたっで、だから今生きてる人が安心、安全な生活が送れるようにすることもね、私は重大なことだと思いますよ。たとえば会費を安くする必要はないですよ、もう、会費を安くする必要もないし、あるいは見舞金もふやす必要もない、しかしながら毎年、毎年ね、事故がないことが一番いい話で、そのためには、何で私がそう言うか、夜間の通行が非常に危ない箇所についてはね、やはり、こういうお金を使って、LEDに変えてやるとか、つけてやるとかすることがね、こういうのはね、勇気と決断じゃあもんや、市長に決断、勇気を決断させるためにはね、そういう1つの効力的な話をね、行政効果がある話をしてやらないと、あなたが言うように、いや、皆さんから取ったお金ですから、皆さんに返そうとしても、死んだあとには戻しならんわけやっで、だからそこはね、今後の問題として、私は、前向きにね取り上げて、取り込んでほしい。以上でございます。

牟田学委員長

いいですか、ほかに。

竹原信一委員

あの千円の科目設定をするというのは何を元に根拠というか、あるんですか。

内園総務課長

あの、科目設定した分については、歳入が見込まれますよね、ということで、千円を計上して、歳入があった場合に、受け皿として科目を設定しているということでございます。

竹原信一委員

その、実際発生したときに、設定すればいい話じゃないかと私は思うんですけど、前もってこういう形でしなければいけないという理由を教えてください。

内園総務課長

従来からこの3項目につきましては、科目設定しているわけですが、歳入として、お金が入ってきた段階に速やかに対応できる体制と言いますか、科目が設定してなかったらそこでまた科目をつくるということで、受け皿として、确实入った時に速やかな対応ができる措置だということに理解しております。

竹原信一委員

だから、速やかであるか、速やかでないかは科目設定というのに、手間がかかることは何もないでしょ。どういうことなのか、何ですかね、その設定するには何か手間はいるんですか。

内園総務課長

一定の時間的経過と言いますか、ないものについてはそこをまた起こさなきゃいけないと、入ってきた時に、新たに科目を設定するというより、科目設定してないよりは、こちらのほうが支障がないのかなというのが一般的だと考えておりますが。

牟田学委員長

いいですか、ほかにありませんか。

濱崎國治委員

先ほど、基金の関係で別の委員からありましたが、私は過去、この膨れ上がった基金を、どうか交通共済ですので、交通安全の施設整備費のほうに、使えないかということで、過去質問したことがあります。その後区長会等の意見を聞いたら、一部反対があったということでできないでいるという話を聞いたことがありますけど、これについてはですね、予算規模が先ほどの委員の話でもありました通り、かなりの年数の予算規模ですが、4、5年分、5、6年分あれば十分で、あと何千万かをこういう交通安全施設整備のほうに使えないかということで、質問したことがあるんですが、その後区長会のほうでという意見もありましたが、その後区長会等では何か打診をされた経緯はないですか。

内園総務課長

今濱崎委員からございました通り、記憶違いでなかったら、たぶんガードレールに使えないかという御発言があったのは記憶しているところでございます。そののちにつきましては、区長会等で、区長会の総会等で提案をさせていただいて、前段での提案というのは何らかの方法で、積立金というのを、基金を利用できないかという方向性での議論をいただいたところです。その段階でご指摘がありました、御意見がありました通り、区長会としては今の段階でどうでしょうということで、実現というか、同意を得られなかったという経緯があるところでございます。その後につきましても、いろいろと御意見を伺う中で、いろんな御意見があって、使うことへの賛否両論、いずれもありましたが、1本化に至っていないという経緯もございまして。その中で、あった特徴的な考え方としては、たとえばこれほど7、500万も基金は要らないでしょうということはあるんですが、ただ、これはあつてはならない仮定の話ですが、何らかの形でバスで移動中、集団での事故があった場合という大きなそういった部分の時も考えたらやっぱりある程度の基金はあるのかなという考え方もあったところでございますが、ただ、7、500万がそれだけかかるかと言ったら、そうでもないよね、というのは御意見もあつたとこ

ろでございます。以上でございます。

濱崎國治委員

ぜひですね、これについては、毎年、毎年、積立金がふえていくという状況であります。他の市でもこの交通災害共済を持っているところはですね、この予算規模からして、こんなに持っているところは確かないと思いますので、もうこれをずっとこのまましておっては、使えない状況ですので、やっぱり条例改正をするなりしてですね、何らかのこの交通安全交通共済ですので、やっぱり交通安全のための施設整備等とか、ソフト事業にですね、使えるような方策をですね、やっぱり検討すべきだなと思います。よろしくをお願いします。

牟田学委員長

よろしいですか。

竹原信一委員

よそののは調べて、その対応とか、阿久根だけではないかも知れませんよね。そういうのも検討というか調べたりしたことありますか。

内園総務課長

昨年、というか、本年度ですね、阿久根市でこの交通災害特別共済を行っているのが、県下で7団体だったと思いますが、その協議会を阿久根で開催しておりますので、そのことについても、意見交換を行っているところでもありますので、その会議に私、出席しておりませんでしたので、中尾危機管理係長から補足して説明させます。

中尾危機管理係長

平成27年度におきまして、交通災害特別共済事務協議会ということで、阿久根市のほうで開催させていただきました。その中で、確かに委員から言われる通り、基金のほうは金額といたしましては阿久根市が群を抜いて多いところではございます。ほかの自治体におきましては、霧島市は条例改正を行いまして、基金も取り崩しをされたという経緯というところもあるようでした。ただ、ほかの自治体におきまして、やはりまだ基金のほうを組んでいらっしゃるという部分が多数でございます。以上です。

竹原信一委員

やはりね、たとえばさ、バスで多数の人が事故を起こった場合、その基金のもし足りないというような状況が起こった時の特約みたいなのもできないのかな、もしかして、その範囲内でやれるだけやるというようなことが、不可能じゃないという気がするんですけども、それをつけさえすれば、割合思い切って使う方向で体制はとれるんじゃないでしょうか。よく研究してください。よろしくをお願いします。

内園総務課長

ただいま御意見のありましたことをふまえてですね、この基金の残高の在り方を含めて前向きな検討をさせていただきたいと思います。

山田勝委員

今、課長のこれまでの経緯を聞いてね、これしましょうかと言えば、だれかがこちらから全員賛成、全員賛成って絶対ないですよ。区長会に聞かないかん、それも全員賛成はないですよ、人が（聴取不能）必ず出てきます。だから、あなた方が、一番いいという方法をですね、市長に進言をして、企画、計画をしてですね、なるほどねやっとなってなるべくテレビ映りのいいのをやれ。ほんとですよ、やっぱりね、行政効果ちゅうのは、なんでテレビ映りのよかとやっていうのやって、そういうことででもしないと、

住民に納得する、住民に満足させることができないから、私はそういうことを考えてや
ってくださいよって、もう1年間のね、会費、収入の20倍もってんじゃ、ないですよ、
ふつう、そんなのは金がわけれか、そういう金を有効に使うことが、阿久根の創生に繋
がるんですよ。総務課長、ぜひね、なるべく早く市長に進言をし、事業を進めてほしい
と思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第21号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退出、総務課消防係入室)

○議案第18号 平成28年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第18号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。
消防参事の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭
をお願いします。

上野消防参事

それでは、議案第18号のうち、総務課消防係所管分について御説明申し上げます。
予算書の102ページをお開きください。

歳出から、その主な事項について御説明いたします。第9款、1項、1目、常備消防
費は、2億8,471万円であります。消防救急デジタル無線整備に係る公債費がふ
えたことにより、対前年度比1,125万円の増額となっております。19節、負担金
補助及び交付金2億8,444万9千円は、阿久根地区消防組合への負担金であります。
次に2目、非常備消防費、6,736万9千円ありますが、消防団用の積載車購入費
を計上したことにより、対前年度比1,231万1千円の増額となっております。1節、
報酬1,200万8千円は、消防団員224人分の報酬であります。5節、災害補償費
158万円は、消防団員に係る遺族補償年金と公務災害における療養・休業補償費であ
ります。8節、報償費542万6千円は、消防団員退職報償金500万円が主なもので
あります。103ページになります。9節、旅費1,845万2千円は、消防団員の費
用弁償として1,785万7千円を計上したほか、消防学校への入校や幹部研修などの
旅費であります。11節、需用費の内、修繕料226万8千円は、分団詰所などのほか、
消防車、小型動力ポンプ等に加えて、防火水槽の補修に係る経費を計上したものであ
ります。18節、備品購入費1,549万1千円は、普通消防積載車2台分の購入経費、
1,271万円が主なものであります。これは平成2年10月に同時に配備をいたしま
した、25年以上経過し老朽化が進んでおります、大川分団大川班と山下分団尾崎班の
2台の積載車を更新しようとするものであります。また、消防団員の活動服に係る国の
基準が改正されたことに伴い、2か年間で、新基準の消防団員用活動服に切り替えるこ
ととし、本年度は100着分の購入経費を計上したものであります。19節、負担金補
助及び交付金585万5千円は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退
職報償金や公務災害補償等の掛金などが主なものであります。104ページになります。
28節、繰出金134万4千円は、簡易水道の消火栓155基分の維持管理費と、簡易
水道特別会計に46万5千円を、同じく、上水道の293基分として水道事業会計に8

7万9千円をそれぞれ繰り出すものであります。次に、3目、水防費は、前年度と同額の50万円であります。これは、風水害等の原材料費として補償修用資材など等の購入経費を計上したものであります。次は、災害対策費1,164万9千円のうち、消防係所管分は、108万5千円であり、対前年度比2千円の減であります。1節、報酬から8節、報償費は総務課所管分であります。9節、旅費129万2千円のうち、消防係所管分は47万8千円であり、災害時の費用弁償を計上したものであります。11節、需用費208万3千円のうち、消防係所管分は、10万7千円であり、燃料費5万7千円と食糧費4万円が主なものであります。次の、12節、13節、19節は、総務課所管であり、14節、使用料及び賃借料74万円のうち、消防係所管分は、50万円を重機等の借り上げ料として計上したものであります。以上で歳出を終わり、次に歳入は、27ページにお開きください。

第14款、県支出金、3項、1目、総務費委託金、1節、総務監管理費委託金6万円のうち、消防係所管分は2万円で、火薬類取締法に関する係る県からの事務交付金であります。次は、31ページになります。第19款、諸収入、5項、4目、雑入、2節、団体支出金6,283万8千円のうち、消防係所管分は、説明欄のとおり、消防団員遺族補償年金147万9千円と、次の、消防団員公務災害補償金については、10万円を計上したものであります。次のページになります。32ページでございます。一番上の消防団員退職報償金は、歳出と同額の500万円を見込み計上したものであります。20節、雑入のうち、消防係所管分は、次の33ページの説明欄の上から4行目、原子力立地給付金154万8千円のうち、消防団詰所等に係る5万7千円と、ページの中ほどにあります、県消防協会火災共済制度出資金割戻金5万円であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

消防参事の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

消防参事、消防署の制服というのかな、服装を着ておりますけれども、消防参事の役目というのは、何なんですか。

牟田学委員長

委員、ページ数は何ページ。

竹原信一委員

いや、総話的に。基本的なところを教えてください。消防参事の役目は何ですか。

上野消防参事

消防参事の役目、阿久根市総務課消防参事でございますので、阿久根市職員として、阿久根市が業務を担っております、消防団業務、非常備消防業務についての業務をつかさどる任務を仰せつかっておるといふ、そういうこととでございます。

竹原信一委員

具体的な役目を教えてください。

上野消防参事

先ほどから申しましておりますとおり、非常備消防業務、消防団に係る業務についての、任務を仰せつかっているとそういうこととでございます。

竹原信一委員

じゃあですね、だいたい総務課というか、こちら側からの人間が消防参事として行く

わけですけれども、消防署に勤めていた、消防署側の職員がやってもいいような役目じゃないかなという気がするんですが、そうではなくて、こっちから、こっちの総務課長やった人間があっちに行くことのメリットというのは何があるんでしょうか。向こうのほうか。

牟田学委員長

竹原委員、予算に関して。

[竹原信一委員「消防参事の給与も入っているわけですから、違うの、入ってないの」と発言あり]

休憩にいたします。

(休憩 13:30～13:33)

牟田学委員長

会を戻します。ほかにありませんか。

中面幸人委員

104ページの9款、1項、4目、もうちょっと全般的なことになりますけれどもね、この災害対策費の中に、川内原発関係のですよ、災害の関連というか、そういう防災に対する予算等はもう含まれてはいないんですか。

上野消防参事

9款、4目、災害対策費ですけれども、先ほど総務課のほうからもですね、この4目についての説明があったかと思うんですけど、消防係が所管する部分につきましては、9目の旅費、129万2千円のうち、消防係に関わるものは47万円、そして需用費等についてもですね、208万3千円のうちの9万7千円の予算を計上いたしております、ここはいわゆる風水害等に関わる災害に対応するための消防団員の経費についてを災害対策費として計上した費目であるということで御理解いただきたいと思えます。

中面幸人委員

たとえば、13節の中に防災マップ作成業務等ございますが。

牟田学委員長

それは、消防係ではございません。総務課で説明しました。

[中面幸人委員「それなら結構です」と発言あり]

はい、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号中、総務課消防係所管の事項についての審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退出、税務課入室)

牟田学委員長

次に、議案第18号中、税務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭をお願いいたします。

川畑税務課長

議案第18号、平成28年度 阿久根市一般会計当初予算のうち、税務課所管に係る歳入歳出予算について、歳出予算の主なものから御説明いたします。予算書の48ページをお開きください。第2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費の当初予算額

は6,904万1千円で、前年度と比較し39万円、0.57%の増となっており、内訳の主なものは、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費で、職員11名分の人件費であります。2目、賦課徴収費の当初予算額は3,272万5千円で、前年度と比較し、476万3千円、17.03%の増となっております。増額の主な理由は、平成30年度が固定資産税の評価替の年であることから、平成28年度に標準宅地の鑑定評価の委託料478万7千円を計上したことによるものであります。

次に、内容の主なものについて御説明いたします。1節、報酬495万7千円は、市税等収納嘱託員1名と税務窓口事務等嘱託員2名の雇用に伴う人件費であります。4節、共済費85万3千円は、嘱託員3名の雇用に伴う社会保険料であります。7節、賃金33万7千円は、市県民税特別徴収課税事務補助、臨時職員雇用時の賃金であります。8節、報償費は、1月から3月の給与支払報告書、電算入力業務の時間外勤務に対する総務課嘱託員への謝金、7万2千円と、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金520万円であります。9節、旅費36万1千円は、市外出張徴収、固定資産税評価実務研修会の旅費及び嘱託員・臨時職員の交通費であります。11節、需用費264万9千円は、納付書や納付書送付用窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。12節、役務費405万1千円は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料及び預貯金調査金融機関手数料が主なものであります。13節、委託料488万5千円は、平成30年度固定資産評価替えに向けた標準宅地鑑定評価業務及び平成28年度標準宅地時点修正率算定業務にかかる委託料であります。14節、使用料及び賃借料167万3千円は、電子申告、年金特別徴収及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料と軽自動車検査情報提供サービス利用料が主なものであります。19節、負担金補助及び交付金68万7千円の主な内訳は、資産評価システム研究センター正会員費7万5千円、地方税電子化協議会等の運営負担金32万6千円、出水たばこ販売協同組合 たばこ消費事業に対する負担金19万9千円及び阿久根市青色申告会への補助金2万円であります。23節、償還金利子及び割引料700万円は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などであります。以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入予算の主なものを御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の5税目で、平成27年度収入見込額等から計上しました、28年度の総額は、17億8,692万円であります。これは前年度に比べ0.86%、1,525万2千円の増で、歳入総額に占める構成比率は前年度より0.97%増の16.76%であります。それでは税目ごとに御説明いたします。17ページをお開きください。

市民税のうち、個人分は5億6,885万9千円で前年度に比べ918万7千円の増であります。27年度決算見込額からの推計では、納税義務者数、所得ともに減少を見込んでいますが、27年度現年分決算額が当初予算に比較して、約1,800万円の増加見込みのため、28年度当初予算額も27年度当初予算額と比較すると、増額となる見込みであります。法人市民税は、予算額9,348万1千円で、前年度に比べ249万8千円の増であります。27年度決算見込額からの推計では、均等割、法人税割ともに減少を見込んでいますが、法人市民税においても、個人市民税同様、27年度現年分決算額が当初予算に比較して、約1,800万円の増加見込みのため、28年度当初予算額も27年度当初予算額と比較すると増額となる見込みであります。次に、固定資産

税のうち、土地、家屋、償却資産に係る純固定資産税の、27年度収入見込額等から推計した予算額は、8億5,725万1千円で、前年度に比べ149万3千円の増であります。28年度は評価替え2年目となり、全体的な評価変動はないため、当初予算額に大きな増減はないものと見込んでいます。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額1,513万円で前年度と比べ2万3千円の増であります。軽自動車税は、平成28年度から税率改正が適用されますので、予算額8,44万5千円、前年度に比べ1,461万8千円の増額を見込んでいます。市たばこ税は、予算額1億7,98万9千円を計上しました。たばこ税の旧3級品については、28年4月分から千本当たり430円の増額になりますが、近年の健康志向を考慮して、27年度売渡本数見込、約3,721万本から、373万本減少するものと推計し、前年度予算から、1,76万8千円の減を見込んでいます。入湯税は、予算額76万5千円であり、宿泊、休憩者合せて入湯客数5,146人で、前年度と比較し179万9千円の減であります。減額の主な理由は、グランビュー阿久根のことし4月からの休館によるものであります。次に18ページをお開きください。第3款、利子割交付金は、予算額180万円で、前年度に比べ10万円の減であります。利子割は、預貯金の利子等に課税され、県に納入される県民税利子割額のうち、5分の3が、個人県民税の額に応じて市町村へ交付されるものであります。第4款、配当割交付金は、予算額400万円で、前年度に比べ220万円の増であります。配当割は、上場株式等の配当等に課税され、利子割同様5分の3が県から市町村へ交付されるものであります。第5款、株式等譲渡所得割交付金は、予算額300万円で前年度に比べ200万円の増であります。株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得等に課税され、利子割同様5分の3が県から市町村へ交付されるものであります。次に22ページをお開きください。第12款、2項、1目、2節、徴税手数料251万5千円は、納税証明など各種証明書及び市税督促手数料であります。次に27ページをお開きください。第14款、3項、1目、2節、徴税費委託金、2,580万円は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴税取扱費として、県から市に交付されるものであり、個人の県民税に係る納税義務者数に、3,000円を乗じた額を見込んだものであります。次に30ページになります。第19款、1項、1目、1節、延滞金については122万円を見込んでいます。以上で、歳入の主なものについての説明を終わりますが、貴重な自主財源である市税の収入率向上については、引き続き夜間徴収等による徴収体制の強化、預貯金等調査、搜索、差押え等の滞納処分の徹底と併せ、公平、公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることに努めていきます。答弁につきましては、私、並びに担当係長がいたしますので、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

17ページの市たばこ税、あの本数を減を見込んだと、その数の根拠というのはどの辺から持ってこられたんでしょうか。販売本数が減るだろうという見込みの。

川畑税務課長

たばこ税につきましては、過去3年間の消費本数を比較しまして、27年度からですね、27年度は予算策定時の段階で9月まで確定しておりましたので、後期を推計したところで、年間で前年度より5%、普通たばこ税、旧三級品じゃないものが5%減るだ

ろうということで、推計しました。28年度は、さらに27年度に比べて10%減ると、最近の減少の傾向から推計いたしました。また、旧三級品につきましては、近年は普通たばこ税に比べて、旧三級品のほうが、価格が安かったものですから、増加傾向にあったんですが、今回28年度から、増税になるということで、28年度もふつうたばこ税と同様に10%減少するものと見込んで、28年度の予算額を推計いたしました。

竹原信一委員

48ページ、固定資産評価審査委員、3名で報酬4万2千円、ずいぶん少なくて済んでいるなという気はするんですけども、実際この3名はどういった経歴の方を選ばれているのでしょうか。

牟田学委員長

竹原委員、これは総務課の所管です。

[竹原信一委員「さっき言わなかったろ、固定資産評価委員の」と発言あり]

総務課で説明はしてあります。

[竹原信一委員「あ、言ったっけ、じゃあいいや」と発言あり]

いいですか、はい。ほかに。

白石純一委員

17ページ、市税の1款、1項、1目及び2項の個人、法人市民税、それぞれ1.6%、2.7%ずつ増加しているわけですがけれども、昨年も上がっていてそれに基づいてという説明もございましたが、この特に個人、市民の人口が減っている中で、個人市民税が増加している、そして、法人税、法人の数はちょっと私は把握しておりませんが、共に増加している理由について分析されておられましたら教えていただきたいんですが。

川畑税務課長

まず、個人市民税につきましては、昨年度当初予算額より1,800万円ほど増加しているわけですが、26年度と27年度の納税義務者はまた総所得を比べた場合、納税義務者数につきましては、約57人、所得割人数は減っております。また、総所得につきましても、1億586万円ほど減っております。このままだと、当然、減るんですが、控除額がありまして、人的控除、あるいは医療費控除、その他社会保険控除、それを比較した場合に、26年度と27年度からしますと、控除額の合計が、1億9,400万円ほど減っております。これを市民税の税率6%に換算しますと、約1,166万円ほどになります。先ほどの所得が減った分を換算しますと、535万円ほどの減になるんですが、控除が減ったために税額はふえますので、その差額としまして、結果的に27年度の税額が上がる見込みであります。所得も減り、納税義務数も減っているんですけど、それぞれの控除の控除額が減ったために、税額が結果として上がることになっています。法人市民税のほうですが、法人市民税は、現在均等割を納めるものが、450事業所、法人税割を納めるものが約167事業所で、これは26年度も27年度も数字は大きく変わりません。ただ、25年度から、26年度の所得割が実績で、2,259万円ほど減ったものですから、27年度の当初予算を出す際に、26年度の税収から推計したわけですが、26年度に大幅に減ったものですから、当然、27年度もそういう傾向が続くだろうという見込みで推計したわけですが、現在、現時点では、思ったより減額にはならず、結果的に27年度当初予算より1,800万円増になるものと見込んでいます。以上です。

白石純一委員

ということは、法人税については、本年度も昨年度の当初予算よりもさらに好転していくという根拠で増加するという事なんでしょうか。

川畑税務課長

27年度実績見込みといたしましては、当初予算額より、約1,800万円増加するものと見込んではい入るんですが、27年度は当初予算額、26年度当初予算額と比較すれば、ふえますが、実績見込み額よりは減るだろうと推測しております。

仮屋園一徳委員

17ページのですね、1款、3項、1目の軽自動車税のですね、調定のところなんです、市税の調定のところですね、6,418万円の22%というのがあるんですけど、督促についてはわかるんですけど、この調定額の22%という根拠というのは何なんでしょうか。

川畑税務課長

1款、3項、1目、2節の滞納繰越分のことだと思いますが、滞納繰越分の22%の見込みは、ここ数年の徴収率を参考に、これを目標としているものであります。

仮屋園一徳委員

これは、滞納をすると車検は受けられるんですかね。それとも廃車とかそういうことなんですかね。その辺をちょっとわからないので教えてください。

川畑税務課長

滞納されている方が窓口で証明を車検を受けるために取りに来られた場合は、過年度分も含めて、納めていただかないと、証明の発行はしないようにいたしております。

仮屋園一徳委員

そうであればですね、滞納分について22%は非常に低いと思うんですけど、これで今までも来てるということなんですかね。

川畑税務課長

それでは、24年度から、26年度までの実績を報告いたします。24年度が27.77%、25年度は20.12%、26年度が21.10%となっております。

仮屋園一徳委員

数字的には実績ということで、わかりましたけれど、車検との関係がちょっと低すぎるなということで、廃車とかそういうのは考えられるんですけど、税金を納めないで、車検を受けられるのか、その辺がちょっと疑問なんですけど、一応実績ということで了解いたします。

牟田学委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号中 税務課所管の事項について、審査を一時中止します。

この際、暫時休憩します。

(税務課退出)

(休憩 14:02~14:14)

(企画調整課入室)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第18号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。企画調整課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容等について、簡潔明瞭にお願いいたします。

山元企画調整課長

議案第18号、平成28年度阿久根市一般会計予算中、企画調整課所管の事項につきまして御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、予算書42ページをお開きください。第2款総務費、1項8目企画費の予算額は9,586万9,000円であり、対前年比5,697万7,000円、146.5%と大幅に増加いたしております。この主な理由につきましては、43ページをお開きください。平成27年度は、19節負担金及び交付金につきまして、移住定住促進補助事業、定住促進木造住宅建築補助事業及び地域支え合い定住支援補助事業につきまして、国の地方創生関連交付金を活用するため、当初予算ではなく、平成26年度の補正予算に1,817万円を計上し、繰越事業として実施いたしているところでございます。また、25節積立金のうち、地域振興基金におきまして、ふるさと納税として受け入れております「阿久根応援寄附金」を260万円と見込み、場外車券売場設置市地元協力金などを加えた613万3,000円を計上したところであります。

平成28年度は、19節負担金及び交付金につきまして、移住定住促進補助事業510万円、定住促進木造住宅建築補助事業975万円及び地域支え合い定住支援補助事業150万円を計上するとともに、25節積立金のうち、地域振興基金におきまして、「阿久根応援寄附金」分として、4,000万円を見込み、4,357万円を計上したものでございます。

それでは、予算書の順に御説明いたします。42ページにお戻りください。1節報酬219万8,000円は、総合開発審議会委員7人分及び地域おこし協力隊1名分の報酬であります。地域おこし協力隊につきましては、地方創生に係る総合戦略の施策の一環といたしまして、阿久根に住む人を増やすための移住定住環境の充実を図るため、平成28年度、新たに移住希望者の受け入れに向けた活動に従事する隊員1名を委嘱し、本市出身者のUターンや都市部からのIターンの受け入れを積極的に推進してまいりたいと考えております。4節共済費は、地域おこし協力隊1名分の社会保険料であります。7節賃金は、男女共同参画講座開催時の保育士賃金であります。8節報償費95万3,000円は、アクネ大使に対する謝礼、地方創生に係る委員会等の出会謝金、男女共同参画啓発事業等の講師謝金、男女共同参画推進懇話会の出会謝金など説明欄記載のとおりでございます。9節旅費395万円は、定住促進対策事業関係63万4,000円、地域おこし協力隊の活動に伴う費用弁償54万8,000円、電源地域振興センター研修事業32万9,000円、アクネ大使関係45万5,000円、広報・調査等対策交付金事業87万8,000円が主なものでございます。11節需用費360万円は、官庁速報や多良木町との交流事業に係る食糧費など企画一般事務関係88万3,000円、華の50歳組レセプション関係95万5,000円、広報・調査等事業関係91万円、などが主なものであります。12節役務費137万2,000円は、阿久根応援寄附金事業に係る郵便料67万4,000円などの通信運搬費が主なものでございます。13節委託料282万9,000円は、阿久根駅などに植樹した柑橘類の樹木の管理業務、

折口駅トイレの浄化槽管理業務及び清掃管理業務、放射線量測定用のサーベイメータ校正業務、出会いサポート業務が主なものでございます。このうち、出会いサポート業務につきましては、総合戦略の施策の一環といたしまして、出会いと結婚を支援するために、新規事業として、結婚に向けたコミュニケーションなどのスキルアップ講座の開催や出会いのためのイベント開催、参加者の意識調査などを実施する「阿久根で縁結び」出会いサポート事業の委託料を計上しております。

次に、43ページをごらんください。14節使用料及び賃借料126万5,000円は、地域おこし協力隊の住宅使用料や公用車借り上げ料、移住定住フェアの出展料などが主なものでございます。19節負担金補助及び交付金3,501万9,000円は、説明欄に記載しております各種協議会への運営負担金及び各種事業への補助金であります。

このうち、地域づくり活動支援事業につきましては、地域が抱える課題の解決及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、自主的に地域づくり活動に取り組む区や団体を支援するため、事業期間を平成25年度から平成27年度までの3年間として実施しているところでございますけれども、この間の利用状況等を踏まえ、事業期間を平成32年3月31日まで延長し、実施することとしております。

また、華の50歳組継承支援事業につきましては、総合戦略の施策の一環として阿久根のファンを増やすために、新規事業として、本市が誇れる伝統行事である「華の50歳組」が次世代へと継承されるよう、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳の節目に市内の各小・中学校単位で行われる同窓会等の活動を支援するための費用を計上したものでございます。25節積立金4,433万9,000円は、基金積立金で、内訳は説明欄のとおりでございます。このうち、地域振興基金の4,357万円は、阿久根応援寄附金4,000万円、サテライト阿久根の地元協力金350万2,000円が主なものとなっております。

次に、53ページをお開きください。5項1目統計調査総務費の予算額は1,081万4,000円であり、対前年比238万7,000円、28.3%の増であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の給与費関係は、総務課所管ですので省略させていただきます。13節委託料275万円は、市民所得推計に係る県統計協会への委託料及び市勢要覧作成業務であります。このうち、市勢要覧作成業務につきましては、本市の産業、文化、歴史、自然、景観等を写真等で紹介し、広く対外的にPRする要覧を作成するものであり、おおむね5年毎に作成いたしております。現在の要覧は平成24年版として平成23年度に作成しており、今回、平成29年版として、平成28年度に作成するための委託料を計上しております。2目基幹統計調査費の予算額は173万円であり、対前年度比875万円、83.5%の減であります。1節報酬92万9,000円は、経済センサスの調査員の報酬であります。7節賃金40万6,000円は、統計調査事務補助臨時職員の賃金であります。8節報償費2万1,000円は、統計調査員確保対策事業の研修会出会謝金であります。11節需用費23万2,000円は、各統計調査の消耗品等であります。

次に、72ページをお開きください。第5款労働費2項2目働く女性の家管理費の予算額は404万1,000円であり、対前年度比5万3,000円、1.3%の増であります。1節報酬176万円は、説明欄に記載のとおり、働く女性の家運営委員5人分の報酬と、指導員1人分の報酬であり、73ページに移り、4節共済費303,000

円は、指導員及び管理人の社会保険料であります。7節賃金112万3,000円は、平日は午後5時から午後9時20分まで、土曜日は午前9時から午後5時までの管理業務に係る管理人賃金100万4,000円と市主催講座の時の託児に係る保育士の賃金11万9,000円であります。8節報償費43万5,000円は、定期講座等の講師謝金であり、前期4講座、後期4講座並びに短期講座等を予定しております。14節使用料及び賃借料は、トイレ用薬剤の使用料が主なものでございます。18節備品購入費1万9,000円は、料理実習用ミキサーの購入費であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書21ページにお戻りください。第12款使用料及び手数料1項8目1節労働使用料81万9,000円は、働く女性の家使用料を計上したものであります。

次に、23ページをお開きください。第13款国庫支出金、2項1目1節総務管理費補助金中、企画調整課が所管する社会資本整備総合交付金880万円は、「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画に基づく市道琴平浜中央線などの景観舗装工事に充当するものでございます。

次に、26ページをお開きください。第14款県支出金、2項1目1節総務管理費補助金8,844万6,000円は、原子力研修会や広報活動などの財源である広報・調査等交付金222万4,000円、電源立地地域対策交付金8,612万1,000円が主なものでございます。このうち、電源立地地域対策交付金は、消防団積載車整備、みなみ保育園事業、西目地区集会施設運動広場多目的水洗トイレ整備工事、農村環境改善センター空調設備整備、番所丘公園管理事業など8事業に充当する予定でございます。

次に、27ページをごらんください。3項1目1節総務管理費委託金6万円のうち、企画調整課が所管する遊休土地実態調査費2万円は、市町村権限移譲交付金のうち、国土利用計画法に係る遊休土地実態調査事務に関するものでございます。

次に、28ページをお開きください。5節統計調査費委託金152万7,000円は、経済センサス費144万2,000円など説明欄に記載のとおりでございます。

次に、29ページをごらんください。第15款財産収入、1項2目1節利子及び配当金中、企画調整課が所管するものは、上から6番目のふるさと創生基金利子60万9,000円、次の人材育成基金利子16万円、下から2番目の地域振興基金利子5万8,000円であります。

次に、30ページをお開きください。第17款繰入金、1項10目1節地域振興基金繰入金800万円は、ふるさと納税として受け入れております「阿久根応援寄附金」の基金積立分を活用するものであり、観光の振興・施設充実、自然環境及び地域景観の保全、健康・福祉の充実、教育環境の充実及び子育て支援の4分野の事業に充当するものであります。

次に、33ページをお開きください。第19款諸収入、5項4目20節雑入であります。主なものといたしましては、下から11番目の場外車券売場設置市地元協力金350万2,000円、下から2番目の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金67万2,000円であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

地域おこし協力隊、1人、

牟田学委員長

何ページですか。

竹原信一委員

42ページ。上から7行目、地域おこし協力隊、1名、210万円。ほいで活動費が55万円ほどでしたっけ。随分、具体的な感じになってるけど、行動内容というか、そういったものをもう具体的につくってあるんですか。

山元企画調整課長

この地域おこし協力隊につきましては、移住定住のサポートをしていただく方ということで、1名募集しているところでございます。具体的には、移住定住者の受け入れに向けての移住希望者の相談業務ですとか、移住者の希望後の移住されてきた後のフォローアップの事業ですとか、移住に関する市のいろんな施策ですとか情報に関してのPR、情報発信、こういったことを行っていただくということとあわせて、市内の空き家の有効活用ということで、今後空家バンクシステムを構築をして運営するという部分のサポート業務ということで、この協力隊の方に従事していただければというふうに考えているところでございます。

竹原信一委員

先ほど、55万円ほどでしたっけ、活動費は。その計算の根拠を教えてください。

山元企画調整課長

活動費といたしましては、地域おこし協力隊の県内・県外の旅費、行動旅費、それと通勤手当という形で計上しているところでございます。

竹原信一委員

だからその数字の根拠をどうやって出したのかを教えてくださいってことです。

山元企画調整課長

ここにつきましては、また具体的にどちらの方面にということではないんですけれども、県内・県外あわせて50万円ということで旅費を計上しているところでございます。

竹原信一委員

使い方はわかりますよ。55の数字をどうやって出したかを聞いているわけですよ。どこら辺に何回行った時にこれくらいかかるとか、そういう話をしてるんじゃないかと、直感で打ったんですかって話、50数万円を。

山元企画調整課長

申しわけございません。そこまではまだ細かくは積算していないところでございます。

竹原信一委員

そういう仕事の仕方をするんだということがよくわかりましたけれども、では、同じ42ページの下の方、浄化槽管理業務等というのがありますけれども、これは何の浄化槽でしたっけ。もう一回言ってください。

山元企画調整課長

ここは、折口駅の敷地内の設置しております公衆トイレの浄化槽の管理費ということでございます。

竹原信一委員

商工観光課ではなくて、企画課が担当するというのはよくわからないんですけど、どう

いう仕分けをしてるんですか、それは。ここだけですか、企画課がしている浄化槽管理みたいなのは。

山元企画調整課長

ここの折口駅のトイレを整備いたしましたいきさつと申しますが、もともとありました折口駅のトイレが木造のトイレだったんですが、非常に老朽化が著しくて、何とか建て替えができないかということであったものですから、今回の場合はおれんじ鉄道に関連するということで企画課のほうでトイレの建て替え事業を実施したということで、この管理費につきましても企画調整課のほうで計上しているという経緯でございます。

竹原信一委員

実際の、なんというかな、現場の作業としてはですよ、やっぱりほかの施設と同じようなレベルで維持管理されていかなければいけないはずですよ。そして、企画課の日頃の業務からすれば離れた話でしょ、これ、いつもとは。これはもう業務内容としては商工観光課のほうにでも移すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。ちょっと日頃の業務、流れとしても悪いしやりにくいはずだと思いますが、いかがでしょう。

牟田学委員長

5番、竹原委員、委託業務ですから。

竹原信一委員

委託の管理業務ですよ。

山元企画調整課長

ここの、浄化槽の管理業務につきましては、市内の清掃事業者の方に業務委託を行っているところでございます。なお、所管につきましては、現在、これまでの経緯を踏まえまして、企画調整課のほうで実施をしていると、委託を行っているというところでございまして、ここにつきましては委員からの御意見等を踏まえて、また今後、所管については検討してまいりたいというふうに考えております。

牟田学委員長

ほかに。

白石純一委員

42ページ、2款1項8目1節、地域おこし協力隊、この方、地域おこし協力隊の有資格者なんですけれども、Uターンの方は資格は持たないということでしょうか。

山元企画調整課長

地域おこし協力隊の方の要件といたしましては、居住地域といたしましては、三大都市圏を初めとする都市部に居住されているという方でございますので、Uターン者の方であっても現在都市部のほうに居住していただける方であれば対象になるというふうに考えております。

白石純一委員

そうするとですね、私は総括質疑でも申しましたけれども、やはり、もともと阿久根に縁のある方はやはり、アプローチしやすいと思うんですね。全国に、不特定多数の方に声を掛け、かつ今ほとんどの地方の自治体が募集をしていると、それでは大変競争率も激しいので、やはりそういったUターンの方も含めて、より直接アプローチでできることにしていくべきではないかなと思います。その辺も御検討いただければなと思います。そしてもう一つ、同じ目の19節の下から2番目。これも総括質疑で質問しました地域支え合い定住支援補助事業、これは親と同居する、もしくは親と同じ地区に住む方に補助をする

ということですがけれども、この事業の内容だけではなかなかそういう趣旨が市民には伝わりづらいと思いますので、よりわかりやすい形です、表現を変えるなり、イラスト等を使うなりしてPRが必要かと思いますが、そういったPRのための費用はここには入っていないと思うんですが、PRを、例えばチラシを50歳組で配るとか、そういう場合はどこの費用で、どの節の費用になるんでしょうか。

山元企画調整課長

ここにつきましては、今議員のほうから御意見いただきましたように今後そういう市の出身者の方々とかにつきましても私どものほうからもぜひPR等をしていければというふうに思っております。実際のその方々へ配布するチラシ等の費用等につきましては、同じく企画費の中の需用費の中で対応していくということになると考えております。

牟田学委員長

この際暫時休憩いたします。

(休憩 14:40～14:48)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺久治委員

43ページの19節、一番下の華の50歳組継承支援事業、先ほどの説明では地域の30代、40代の方に50歳組をPRするためにということでしたが、具体的にこの100万円をどんなふうに分けて、どんなふうにするのかをわかっていたら教えてください。

山元企画調整課長

この華の50歳組継承支援事業につきましては、本市の伝統行事であります華の50歳組の取り組みをこの後も市の伝統行事として受け継いでいくことを支援するという目的で設けた事業でございます。具体的には先ほど申し上げました25歳、30歳、35歳、40歳、45歳という節目の時に、各小・中学校単位で取り組まれます同窓会におきまして必要な経費ということで、会議のための会場使用料ですとか、出欠確認のためのはがき代ですとか切手代等の役務費、それからいろんな同窓生との連絡にかかる封筒ですとか用紙とか、そういう需用費、こういった費用を助成をしようということで考えているところでございます。具体的にはそういう費用の10分10を対象といたしまして、1団体当たり10万円を上限ということで考えておまして、今年度は10団体を予定して予算を計上させていただいたところでございます。

(渡辺久治委員「ありがとうございます」と呼ぶ)

牟田学委員長

ほかに。

中面幸人委員

先ほど別の委員からもありましたけれども、42ページの2款1項8目の1節、地域おこし協力隊の件でございますが、先ほどの課長の説明で、その協力隊員の業務等の内容も説明がございましたが、これから公募して募集するということだと思っておりますけれども、行政側としましては、所管課としては具体的に例えば空き家対策にしる、定住者にしるですね、ある程度具体的な中身、計画等は策定されているんですか、今からなんですか。

牟田学委員長

中面委員、確認でもう一回お願いします。

中面幸人委員

この地域おこし協力隊のですね、業務内容等については説明でわかりましたが、これから公募されるわけですよね。例えば所管としてはですよ、例えば空き家対策にしろ、そしてまた定住ですね、移住定住にしろ、具体的に案等ができていますかということです。

山元企画調整課長

具体的な案ということではないんですけども、業務内容といたしましては、先ほどもちょっと説明させていただいたような形で移住定住に関するサポート事業ということで従事して、そういう業務に従事していただくような方ということで募集をしたいというふうに考えているところでございます。

中面幸人委員

大体、その役割というのはわかりますけれどもですね、実際、これから公募して、公募するわけですよ。そういう今までこの人が、その人がですよ、仮に誰が来るかわからんですけども、そういうことを勉強してきている人かもしれませんけれども、ただ、来てからどうのこうのじゃなくてですよ、やはり行政側は行政側として、所管課として、ちゃんとした、言わば目標というかですね、こういうふうにしたいとかですね、そういうある程度の計画案がなければその人を雇ってから考えるんですか。

山元企画調整課長

業務内容といたしましては、まだ空き家に関する、例えば具体的な業務といたしましては、その空き家を借りたいという方と貸したいという方の間の情報がやり取りできるような、そういう空き家バンクのシステムのようなものがまだ阿久根市には整備されておられませんので、そういった部分の整備ですとか、整備した後の運用、そういった部分ですとか、あるいは今後阿久根市のほうに移住してきたいというような方々に対してのいろんな相談に応じる業務とか、そういった部分に従事していただきたいというふうには考えているところでございます。

中面幸人委員

もう趣旨はわかりますよ。趣旨はわかるけど、やはりどんな人が来るかわからんのに、やっぱり所管としてはしっかりとですよ、ほかの自治体では空き家についてもですよ、例えば定住にしろばんばん進んでいますよね。どこの自治体もですよ、少子高齢化で人を呼び込もうというのはどこもしてますよね。それにはやっぱりほかに自治体よりやはりちょっと変わったようなことをしないと来ないだろうし、やはり、雇ってからどうじゃなくて、やはり早めにそういうのは所管でしっかりと計画を立てないとですね、また遅れるんじゃないですか。こんなに予算も組んでいるわけですから、来てからじゃなくて、やはりちゃんとした目標なりを持ってですよ、阿久根市はこういう形で、ほかの自治体とすればこういう形で計画するんですよと、やっぱりしないと、なんかまた遅れるような気もするんですよね。どこの自治体もこうしているから、じゃあ阿久根もこういうふうに予算を組みましたよじゃあんまり効果がないような気もするんですよ。そういう意味で私はちょっともうある程度そういう計画もできてるのかなと、そういった中でそういう人を呼んで協力してもらおうかな、もらうんだろうかと思っておりましたけれども、じゃあ全然まだ、中身等については計画はなされていないということです。

山元企画調整課長

詳細な行動計画という部分につきましては、また今後しっかりと検討した上で従事をして

いただきたいというふうに考えているところでございます。

中面幸人委員

先ほど言いましたように、どこの自治体もですね、同じような状況の中でいかに自分たちの自治体がですね、先駆けていくにはしっかりとしたやっぱり方向性を、確実なですね、方向性を示さなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

山田勝委員

総括的な中で話をしますけどね、私は課長、例えばふるさと納税の問題、今の地域おこしの問題、歳入についてはですね、ひっくるめてあなたのほうの企画課で歳入については受けて、それを事業として振り分けるんですよ、現実の予算の振り分けをですよ。

山元企画調整課長

ふるさと納税につきましては、歳入につきましては商工観光課のほうで所管をしているところでございます。

山田勝委員

ふるさと納税の歳入についてはあなたのところで歳入しているじゃないですか、さっき説明したっじゃって。

山元企画調整課長

歳入については、商工観光課で計上してるんですが、企画調整課においてはそれを受けて基金に造成する部分を企画調整課のほうで予算を計上させていただいているところでございます。

山田勝委員

そういうことだよな、そういうことですよ。だからあと、現実にはふるさと納税をふやす努力をするところについては商工観光課でやってる。今の地域おこし協力隊についても、企画課で事務をして、招聘はするけれども、現実には働く場所はどの課がするんですか、どこで。

山元企画調整課長

地域おこし協力隊につきましても、全体的な制度につきましては企画調整課のほうで所管をしているところでございます。その中で、それぞれ従事していただく業務の分野に関連する所管課におきまして、例えば移住定住の部分でありましたら企画調整課、観光開発業務であれば商工観光課というような形でやっていただく業務の内容に応じてそれぞれの課で予算についても計上するというふうに考えているところでございます。

山田勝委員

あのね、私思うんですよ。あなたのところは仕事が多すぎるから、その先ずいね、頭が回らんでな、やはりそれぞれの事業課に振らないかんですよ。例えば商工観光課、まちおこし協力隊ではないですか、来ている人たちは。

山元企画調整課長

今、来ていただいている方の分につきましても、その方々の費用という部分につきましては、業務につきましても商工観光課の所管というふうになっているところでございます。

山田勝委員

そういうそのようなことですね、振ります、振ってそれぞれやるわけですから、あなたのところで小さいところまで計画をしてですね、できるわけでもない話なんですよ。だからわかりやすくちゃんと説明せんからだらだらだらだら長く質疑を繰り返さないかんということになるんですよ。ですから今度来られる方についてもですね、またどこかの課で

引き受けてですよ、やらないかんのですよね、より効率的に。だから、そういうことで私は一緒にやったらどうかと言ったけれども、結果としてはやはり企画課がやる部分は、あるいは商工観光課がやる部分ということで商工観光課は増員をしてですね、充実すると、こういうことでスタートしてますよね。だから、そういう中でね、あなたのところで企画立案してほしいのはね、阿久根に人が来たいというような魅力あるメニューをつくらん限り、誰も来ないですよ阿久根に。難しい国の制度とか難しいのじゃないですよ。極端な話が、阿久根に来ればですね、土地はただで家をくつらせやっただとか、子供たちの、例えばですね、保育料も安いんですよ、子育てをしやすいつつというのは、やはり子育てに金がかからないという制度をつくらんことには、あるいは生活しやすいつつというのは、金がかからんというのをつくらんことにはね、来ないよ、誰も。だからそういう議論は、あなた方はそういう話し合いはどこでどうしてるの。魅力ある人が来るような計画は、何をしようというのは誰がどこでそんな計画をしてるの。ただ単に国から流れたのを横流しにして流しているだけなんですか。

山元企画調整課長

今、山田委員のほうからございましたが、市の全体的な施策につきましては企画調整課が所管となって取り組むべきものと思っております。現在、こういった施策につきましては、27年度におきましては総合戦略、あるいは過疎計画、こういったものを策定しているところでございますけれども、こういった市の長期的なビジョン等に関する戦略等の策定に当たりましては、関係課、全庁的に協議を行いながら市の施策の方向性というのを取りまとめているところでございます。

山田勝委員

あのですね、ふるさと創生について、議会は議会で特別委員会をしてですね、それなりの皆さん意見を出してですね、提案しました。市民からも提案がありました。だから、このようにしてですね、どういうまちをつくったら、どういうのをつくったら若いのが来るよ。そういうのをね、もっとね、真剣にやってると思うよ、真剣にやってると思うけど、もっと掘り下げてやらないことには、なんでかって言ったら、阿久根という町を知ってる人はいないんですよ、現実に。ひっくり返って見て。でも、わあこれはすごいなど、そういうところはね、注目しますよ。変わったことをやったら。竹原市長の時には変わったことをやったから全国注目したじゃないですか。だから、やはりね、政策も含めてね、やっぱりそれだったら阿久根に住んでみたいというのをつくらんことには絶対どんなにいいことを、あなたたちがいい言葉を並べても誰も来ない。そういうふうには私は思いますよ。ですから、まず計画をつくる、あるいはそういうメニューをつくることからね、やり直さないかんと思いますよ。いかがですか。

山元企画調整課長

はい、今いただきましたような御意見を踏まえまして、私どもも引き続き市の振興策ということについては努力してまいりたいというふうに考えております。

山田勝委員

あなた方は予算を握ってます。金を握ってます、やります。でも、一つ頭の中に入れな、あなたたちの考えたことはね、100点じゃないんです。もっともっと100点も200点も持つてる市民もおれば、議員の中にもたくさんいると思いますよ。ですからそういうふうにはね、頭をちょっとかき分けて、柔軟かくして、自分たちの考えが一番じゃないっちゃうことを意識しないとね、駄目ですよ。

以上です。

牟田学委員長

いいですか。

山田勝委員

課長はどう思っているの。

山元企画調整課長

今、議員がおっしゃいますとおり、議員の皆様、あるいは市民の皆様、こういった多くの方々の御意見等を踏まえながら私たちもまた市の振興・発展のために努力してまいりたいというふうに考えております。

[山田勝委員「頑張ってくださいよ」と呼ぶ]

牟田学委員長

ほかに。

野畑直委員

43ページ、2款1項8目19節のグループタクシー利用促進事業について、平成28年度から昨年まで、平成27年度まで1キロメートルを500メートルに変更するというのをちょっと聞きましたけれども、条件的にほかに変わったところはないんですか。

山元企画調整課長

今回につきましては、要件の部分で今委員のほうからございましたとおり自宅から最寄りのバス停、駅等まで1キロメートルというところを500メートルに要件のほうを緩和をさせていただいたという、この部分でございます。

野畑直委員

それはわかりました。広報についてですけれども、当初予算をまだ終わってないんですが、考え方として、広報誌にもやはり早めに載せるべきだと思うんですけれども、その時期についても考えてらっしゃるんですか。

山元企画調整課長

このことにつきましては、今回の当初予算につきまして御承認いただけましたら、直ちに広報阿久根、あるいは市のホームページ、こういったところで市民の皆様にもお知らせをするように努めてまいりたいというふうに考えております。

野畑直委員

できるだけ早い時期に広報できるようにお願いします。終わります。

牟田学委員長

ほかに。

濱田洋一委員

それでは、1点だけお伺いいたします。43ページ、19節の華の50歳組継承支援事業。先ほど、2番委員の方が、2番委員がですね、具体的な事業内容ということで質問がありまして、その回答として課長からお聞きして理解したところでありますが、この25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、五つの年代の方々への支援ということでありますけれども、上限10万円の10団体ということでありますが、この周知方法というのはどのようにされるような状況でしょうか。

山元企画調整課長

この件につきましても、当初予算につきまして御承認をいただけるようでございますら、直ちに広報誌、ホームページ、こういったところで市民の皆様にも、お知らせに努めて

まいりたいというふうに考えております。

濱田洋一委員

五つの年代にわたって、10団体ということでもありますので、早く申し込みをされた小学校、中学校もしくは、小学校、中学校ですね、の年代の方々が広報誌ですとかそういったホームページ等を見られて、いわゆる応募される、公募される。そうしたときに早い順番の方々、団体からこの事業を利用させていただくというようなことになるのでしょうか。

山元企画調整課長

ここにつきましては、10万円を一応今回初年度ということ、ある程度10万円あれば必要な経費については見込まれるのではないかとということで計上しているところでございますけれども、初年度におきましては、当面はこの予算の範囲内で応募いただいた方々に対して交付のほうを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

濱田洋一委員

それでは1団体10万円が上限ということでもありますけれども、各年代においての小学校単位でもその年代の人数が違うと思うんですよね。例えば幾ら、例えばほしいというような話があった中で、また使うべき役務費等でしたでしょうかね、それ等に該当するよということであれば3万円であったり5万円であったり上限10万円ということでお渡しするということのようなことで理解してよろしいですかね。

山元企画調整課長

10万円の限度の範囲内で補助対象経費に該当する部分について補助金の交付を行ってまいりたいというふうに考えております。

濱田洋一委員

ありがとうございます。

牟田学委員長

ほかに。

大田重男委員

43ページの2款1項8目19節、地域づくり活動支援事業、この件についてちょっと教えてほしいんですけど、区長さん方が非常に喜んでる事業なんですよ。だから年にですね、区としてハードの面、ソフトの面、1件ずつの申請ですかね。許可は。

牟田学委員長

もう一回、質問をお願いします。

大田重男委員

面ですね、ハードの面とソフトの面があるんだけど、ハードの面も1件、ソフトの面も1件という制限がありますかね。

山元企画調整課長

これについては、各区当たりハード事業20万円、ソフト事業20万円という上限がございますけれども、その上限の範囲内であれば特に件数については制限はございません。

牟田学委員長

いいですか。ほかに

中面幸人委員

先ほど8番委員からもありましたけれども、43ページのもので、2款1項8目の19節の中で、乗合タクシー運行事業とグループタクシー利用促進事業についてお聞きをいたします。まず初めに、乗合タクシー運行事業についてでございますが、これは平成25年

から始まっておりますけれども、決算の金額でいいですから、それをちょっと教えていただけたらと思います。どれくらい使っていたのか。

山元企画調整課長

グループタクシー、申しわけありません。乗合タクシーにつきましては、平成26年度の決算といたしましては、補助金額で248万3,200円という状況でございます。

すみません、この事業につきましては平成22年度から導入しているところでございます。22年度が補助金額で10万9,750円、23年度が61万5,920円、24年度が135万400円、25年度が198万9,300円、26年度が248万3,200円というような決算状況でございます。

中面幸人委員

決算的にはですね、すごく伸びて、利用者が多くなってるという結果であると思いますけれども、今後ですね、それぞれ年度ごとによって運行範囲が広がっておりますけれども、この後またほかに地区を広げるというのはあるんですか。計画はあるんですか。

山元企画調整課長

運行エリアにつきましては、具体的にはまだ拡大のお示しできるようなものというのは今のところございません。

中面幸人委員

それでは、グループタクシーについてでございますが、先ほどですね、バス停まで、公共のバス停まで1キロ、今年度は500メートルに変更するというところでございますが、この500メートルを変更することによって、利用者がですね、どれくらいふえるんですか。

山元企画調整課長

ここにつきましては、現在市内の65歳以上の高齢者の方々ということで、乗合タクシーが運行している地区につきましては対象外になりますので、そこを除いた方でいきますとおよそ5,800人の方々がいらっしゃいます。このうちほんとに大まかなものでございますけれども、500メートルの範囲といたしましては、およそその30%ということで約1,700名程度の方が対象になるのではないかと考えているところでございます。

中面幸人委員

先ほど示された5,800人というのは、交通弱者でですね、いわば500メートルより、乗合タクシーを使えない地区で、500メートル以上の方が5,800人という捉え方でいいんですか。

山元企画調整課長

5,800人と申しますのは、市内の65歳以上の高齢者の方のうち、乗合タクシーを運行しています区を除いた区に住んでおられる方ということで考えたところでございます。そのうち、500メートルを超える地区に住んでいらっしゃる方としては現在、所管課といたしましては、およそ30パーセントくらいということで約、ほんとに大まかな計算ではございますが1,700名程度になられるのではないかと考えているところでございます。

中面幸人委員

今、課長の説明でですね、30パーセントふえるだろうということでございますが、それにしては予算等がですね、若干やっぱり、どうなんですか、少ないんじゃないですか。

牟田学委員長

ちょっと休憩します。

(休憩 15:16～15:19)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、会を開きます。

中面幸人委員

27年度から28年度にですね、距離を500メートル変えることによって約、倍の方が利用されるだろうというような説明でございます。その中でですね、やはり市内に65歳以上の方が8,000人、8,200人おられて、そのうち乗合タクシーを利用される方を除けば大体5,800人だろうと。そのうち500メートル内で計算すればその30パーセントの1,700名の方が利用されるという考え方でございますけれども、やはり1キロとか500メートルとかいう、そういう距離をつけているわけですが、やはり10メートルとか20メートルとか、歩けない人もいますよね。それこそ例えば玄関口までタクシーが来てもらえたらなという人もいらっしゃると思うんですよね。だから、なかなか距離ですよ、1キロを500にした、じゃあ次は250にするとかいうことじゃなくてですね、やはりまだ4,000人強の方がですね、そういうふうに通弱者の方がいらっしゃるわけですから、やはりその方たちもですね、平等に公平にですね、やはりするためにはですよ、やはり、またもう少しですね、見直しとかですね、別な方法とかですね、例えばまあ、8,200人の方の中で足のない方には、例えば年間、タクシーの補助券等をやるとかですよ、そうすれば距離に関係なく平等に、市民平等にですね、なるわけですから、もう22年度から乗合タクシーも運行されて、ある程度の実績等もわかった中で、その中でもやっぱりまだ4,000名の方がですね、やっぱり不自由な方がいらっしゃるわけですから、やはりそういうことも考えながら別な方策もやっぱり考えてみる必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、またこのことで500メートルに変更したことに満足するんじゃないですよ、やはりあとの残された4,000人のことも考えた形ですね、やはり方策をですね、今後検討してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

牟田学委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第18号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退出、生きがい対策課入室)

ちょっと休憩します。

(休憩 15:25～15:26)

牟田学委員長

次に、議案第18号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めますが、説明は所管の予算内容、新規事業等について、簡潔明瞭にお願いい

たします。

早瀬生きがい対策課長

議案第18号、平成28年度阿久根市一般会計予算、生きがい対策課所管の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、9ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。上から3行目と4行目、「食」の自立支援事業と災害援護資金貸付金は、起債により事業費の一部に充てようとするものであります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げます。54ページをお開き下さい。3款1項1目 社会福祉総務費前年度比約3億4,000万円の増額は、55ページ、19節負担金補助及び交付金の「年金生活者等支援臨時福祉給付金」で、1億4,000万円増、健康増進課所管の28節繰出金の2億円増が主な理由であります。それでは、主なものについて説明いたします。2節給料から4節共済費までは、課長、福祉係職員5名、高齢者対策係職員3名の計9名分の人件費であり、13節委託料、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務については、指導監査対象法人が全部で8法人であり、昨年が6法人、今年は2法人を予定しております。19節負担金補助及び交付金の「年金生活者等支援臨時福祉給付金」であります。アベノミクスの成果である賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者、市民税の均等割が課されていない65歳以上の人に一人3万円の給付金を支給するものであり、平成27年度、国の補正予算事業であります。本市の対象者数は約4,800人が見込まれ、申請期間を4月から7月末まで、支給をシステム改修後の5月下旬から8月を予定しているところであります。なお、基準日は平成27年1月となります。また、臨時福祉給付金についても基準日を平成28年1月として実施されます。低所得者一人3,000円と、65歳未満の低所得の障害・遺族年金受給者には3万円の支給となります。3,000円の対象者は8,000人、3万円の対象者は600人を見込んでおり、申請期間を9月から12月末まで、支給をシステム改修後の10月から翌1月を予定しているところであります。

56ページをお開きください。2目心身障がい者福祉費、前年度比約1億4,800万円の減額は、平成27年度「子ども発達支援センターこじか」の新築工事費分であり、約2億円の減、今年度の20節扶助費の約5,500万円増が主な理由であります。

それでは、主なものについて説明いたします。13節委託料は、子ども発達支援センターこじか運營業務委託ほか7件分であります。57ページに移ります。20節扶助費は、前年度比5,500万円の増額であります。10行目の生活介護費2,000万円増、58ページの6行目の障がい児通所支援費3,500万円増が主な理由であります。生活介護サービスとは、在宅で常時介護が必要な障がい者を対象に、施設において、入浴や排せつ、食事の介護や、創作的活動の支援を行うもので、昨年度当初76名を12月補正で6名追加し、今年度はさらに1名を追加した83名分で予算計上したものであります。また、障がい児通所支援費につきましては、こじかのセンター化による事業規模の拡大から増額するものであり、あわせて国県負担金及び国保連合会からの歳入も増額するものであります。

58ページに移ります。3目老人福祉費、前年度比約370万円の増額は、59ページの28節繰出金、健康増進課所管分であります。500万円増、1節報酬、老人専門指導員分200万円減、19節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会補助金84万円増が主な理由であります。

それでは、主なものについて説明いたします。8節報償費、長寿祝金につきましては対象者を、80歳330人、88歳200人、100歳到達者14人、101歳以上19人を予定しております。59ページに移ります。13節委託料、「食」の自立支援事業であります。平成28年1月末の登録者数は131名、平成27年度中の新規申請者は48人、施設入所または体調改善による辞退者11人、入院継続者が22人となっております。また昨年度から、調理、配送に係る経費を1食当りの単価とし、10月から西目・大川の南部地区を分割したことから、事業所も対象者以外の高齢者等への配食も可能となり、今後、さらに利用しやすい配食サービスを目指すものであります。昨年、南部地区を分割したことから、その効果について2月下旬、アンケート調査を実施いたしました。大川・西目地区の登録者45名中、入院中の6名を除く39名のうち12名について、民生委員同行のもと、戸別訪問し、聞き取り調査を行いました。評価の結果として、12名による採点の平均点は73.3点であり、80点台の評価者が5名もいたことから、事業効果としては及第点と判断しております。アンケート調査でいただいた意見について抜粋して紹介いたします。

まず、配食サービスのよい点では、配達時間が、以前に比べて約1時間遅くなったので温かい、90歳代女性。弁当配達時に、店舗の商品も届けてもらえるので、一人暮らしには大変助かっています、90歳代女性。

不満な点としては、配達時間は約1時間遅くなり15時30分に配達してくるが、冷えていることがあるので、もっと遅くしてほしい、80歳代女性。また、調理面での良い点では、薄味で高齢者の健康に良い、90歳代女性。これまでは白米だけであったが、芋ご飯や麦ご飯など、昔懐かしい味でとても楽しみである、80歳代女性。不満な点として、ご飯が固い、これは複数人回答であります。全体的に味が濃い、80歳代女性。入れ歯なので、魚の骨が気づきにくいので、骨を抜いて欲しい、80歳代男性。ご飯の量が少ない、70歳代男性。と言ったような御意見をいただき、事業所へも意見をつないだところでもあります。ただ、調理に、味が薄いとを感じる人、濃いとを感じる人がいることから、嗜好の問題もあると思っております。

次に、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業につきましては、平成26年度途中からの事業として2団体で実施し、平成27年度は12団体で実施しています。地区別内訳は、大川6、市街地2、赤瀬川、折多、西目、脇本が各1となっていることから、今後も実施団体増に向けた普及啓発活動を進めてまいります。19節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会への運営補助金について説明いたします。昨年度までの運営補助金は80万円であり、事務局兼務として老人福祉センターの「老人専門指導員」を配置しておりました。指導員1名配置ということで、出張や老人クラブの行事等の際は、職員が代替要員として施設管理に入るような状況もあり、また、平日のみの開館であったことから、土・日曜日の開館要望も出されておりました。このような問題を解決するため、今回、老人福祉センターの管理と老人クラブの事務局を分割することを計画いたしました。老人福祉センターの開館日を、試行的に利用者の少ない金曜日を閉館日とし、土・日曜日を開館することによって、平成27年度開館日242日から平成28年度は289日開館となります。また、午後4時までの開館時間も夕方からの会議等に対応するため、予約に限り午後8時までの開館とします。老人福祉センターの管理については、現在、施設の清掃業務委託先である「シルバー人材センター」を予定しており、複数人による管理体制で施設の利用者増を図ります。また、シルバー人材センターとさわやか

クラブとの交流による相互会員の増加も期待しているところであります。そして、さわやかクラブの事務局につきましては、施設管理を伴わないクラブ運営のみの事務局費用として月額7万円掛ける12月の84万円を追加した164万円を運営補助金として交付しようとするものであります。20節扶助費の老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置費として、聖園、はすのみ、他2施設の65名分を予定しています。

60ページをお開きください。5目老人福祉センター管理費であります。前年度比430万円の増額は、先の老人福祉費で説明しました施設の管理業務委託のほか、旧国民宿舎あくねの休館に伴う「庁舎警備業務委託」と、15節工事請負費によるものであります。まず、13節委託料、庁舎警備業務であります。24時間体制で稼働していた旧国民宿舎が4月から休館することに伴い、夜間の警備を新たに委託しようとするものであります。また、15節工事請負費の給水設備工事費につきましては、旧国民宿舎と共同で利用していた給水設備を老人福祉センター単独に切り替える工事を予定しているところであります。

続きまして、6目地域福祉対策費であります。25節積立金は、科目設定のみであります。61ページに移ります。3款2項1目児童福祉総務費、前年費比約1,300万円の増額は、62ページの20節扶助費で、児童扶養手当他事業で約1,500万円の増と、23節償還金利子及び割引料が前年度比較で約170万円減額したことが主な理由であります。

それでは、主なものについて説明いたします。2節給料から4節共済費までは、児童対策係職員3名と子育て支援センター係の職員2名の計5名分の人件費であります。62ページをお開きください。8節報償費、出生祝い商品券は、第1子45人、第2子50人、第3子以降35人の計130人分を計上いたしました。20節扶助費は、平成27年度の事業実績に基づき、対象者数の増加から約1,500万円増額で計上しました。

次に、2目児童措置費、前年度比880万円の減額は、昨年度、実施しました「子育て世帯臨時特例給付金」事業分を減額したものであります。3目保育所費、前年度比220万円の増額は、17節公有財産購入費で、エアコン3台を設置しようとするものであります。

それでは、みなみ保育園の主な予算について説明いたします。1節報酬は、看護師嘱託員1名、給食嘱託員2名、保育士嘱託員12名分であります。63ページに移ります。2節給料は、園長と主任保育士の2名分であります。7節賃金は、保育士及び給食調理員の代替職員分であります。17節公有財産購入費は、空調機器の老朽化から、地域子育て室のエアコン2台と、ほふく室のエアコン1台を取り替えようとするものであります。64ページをお開きください。4目児童館費、前年度比約1,300万円の増額は、13節委託料で約1,000万円の増、14節使用料及び賃借料で約300万円増が主な理由であります。13節委託料、放課後児童健全育成事業について説明いたします。平成28年度、新たに尾崎児童クラブを開設予定であります。昨年度、緊急を要する児童2名については尾崎小学校から山下児童クラブへ送迎を行ってきましたが、尾崎小学校での児童クラブ設置の声が多く、全児童数の3分の2程度の利用が見込まれることから、小学校の余裕教室を利用し学童クラブを開設しようとするものであります。また、第2阿久根学童クラブは、現在まで水産振興センター2階の部屋を利用してきましたが、耐震、利用許可等の問題もあり、小学校周辺の優良物件を調査中であります。今回、

新たにNTT社屋の1階部分の借用が可能となったため、14節使用料及び賃借料においてNTT社屋の借上料を計上したところであります。5目 保育施設運営費、前年度比約1,700万円の増額は、19節負担金補助及び交付金の「保育対策等促進事業」で約2,300万円の減、20節扶助費の保育所運営費で約4,000万円の増によるものであります。19節負担金補助及び交付金の保育対策等促進事業費は、延長保育事業の基本分6園掛ける459万1,000円の2,754万6,000円の減額と、その他、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。65ページに移ります。20節扶助費は、私立保育園の保育所運営費であります。市内の私立保育園5園、認定こども園2園分と、継続して広域入所が見込まれる市外保育園分を計上しました。

次に、3項1目生活保護総務費、前年度比約270万円の減額は、13節委託料で100万円の減と、昨年度購入しました訪問調査用車両120万円減が主な理由であります。それでは、主なものについて説明いたします。2節給料から4節共済費までは、職員4名分の人件費であります。13節委託料のうち、電算システム改修業務は、生活保護被保護者調査の集計項目追加に伴うシステム改修であります。生活困窮者自立相談支援事業につきましては、平成27年度からの継続事業であり、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するものであります。相談員の主な業務として、相談支援、アセスメント、プラン作成、社会資源活用、就労支援等があることより、各種研修会、会合等を通じて事業の周知・広報に努めているところであります。20節扶助費の生活困窮者住居確保給付金は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失またはその恐れのある方を対象に、原則3か月間、家賃の補助を行い、再就職の支援を行うものであります。支給額は、生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額を上限として支給することになります。66ページをお開きください。2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であります。前年度比約3,800万円の減額は、20節 扶助費の医療扶助で2,640万円の減、介護扶助で820万円の減、生活扶助で350万円の減が主な理由であります。また、就労自立給付金の55万円は、安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった者に対して「就労自立給付金」を支給するものであります。平成26年7月1日以降に保護廃止された者から支給対象となり、平成26年度は4件、35万7,000円、27年度は4件、22万3,000円を支給しております。毎年1月時点の保護世帯数は、平成26年度155世帯、202人、平成27年度は152世帯、206人と、3世帯減少、4人増加しております。平成28年2月現在、廃止件数28件の内訳は、自立による廃止15件、死亡による廃止13件となっております。今後も、保護の適正実施を基本に、保護受給者の自立に向けての支援に努めてまいります。4項1目災害救助費、20節、扶助費は、国の災害救助法に基づく災害見舞金であり、市内で5世帯以上の住居滅失があるような大規模な自然災害等により、その世帯の生計維持者が死亡した場合に災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合に災害障害見舞金として250万円を支給するものです。また、単独事業分は、死亡見舞金30万円のほか、住家の全焼・流失・全壊・半焼・半壊・床上浸水等に対する見舞金であります。

次に、72ページをお開きください。5款2項1目労働諸費、19節負担金補助及び交付金の補助金、高年齢者労働能力活用事業は、シルバー人材センターへの補助金であります。

次に、124ページをお開きください。13款1項1目災害援護資金貸付金、21節貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合で、世帯主が重症を負った場合や、住居の全壊や半壊等があった場合、申込みにより貸付を行うものです。

次に、歳入について御説明いたします。19ページをお願いいたします。11款2項1目1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済の本人負担分と老人保護措置費であります。老人保護措置費は、養護老人ホームへの措置人員65名分の本人と扶養義務者の一部負担金であります。20ページをお開きください。2節、児童福祉負担金の主なものは、保育所運営費であり、公立保育園1か所と、私立保育園の入所児童に係る保護者負担金で、いわゆる保育料であります。なお、認定こども園については園において徴収します。23ページをお開きください。13款1項2目1節社会福祉費負担金は、説明欄記載の事業に対しての負担金であり、児童発達支援事業費については2分の1を国が負担するもので、前年度に比べて1,660万円増額になっております。2節児童福祉費負担金のうち、保育所運営費は、私立保育園分保育所運営費であり、国の負担は2分の1であります。児童扶養手当は、国が3分の1を負担するものであり、児童入所施設措置費は、国の負担は2分の1であります。3節児童手当給付費負担金は、児童手当に係る国の負担金であります。4節生活保護費負担金は、生活保護費の国庫負担金で、負担率は4分の3であります。また、生活困窮者自立支援事業負担金についても同率の負担率であります。

次に、13款2項2目1節、社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業は定額の2分の1補助であります。24ページをお開きください。臨時福祉給付金給付事業費及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費につきましては、事務費を含めて全額国庫補助金であります。2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金は、延長保育、一時預かり事業等の国庫補助金であります。25ページに移ります。13款3項2目2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費であります。14款1項2目1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金を除いたものが生きがい対策課分であります。自立支援医療費、補装具給付費等の各事業に充当するもので県負担は4分の1です。2節児童福祉費負担金は、私立保育園の運営費及び児童入所施設措置費に充当するもので県の負担は4分の1であります。3節児童手当給付費負担金は、児童手当に係る県負担金であります。4節生活保護費負担金は、行路病人医療費は全額県負担、居所不明者分扶助費として医療扶助2人分を予算計上しましたが、県負担は4分の1です。6節災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるもので、県負担は4分の3であります。26ページをお開きください。14款2項2目1節社会福祉費補助金では、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、県の補助率は2分の1であります。2節児童福祉費補助金の、子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1、乳幼児医療費助成事業費ほか2事業の補助率は2分の1であります。29ページをお開きください。15款1項2目1節利子及び配当金のうち説明欄の上から10行目の地域福祉基金10万8,000円が生きがい対策課所管分であります。なお、現在の基金残高は5,986万2,290円ですが、先の12月議会で積立金として補正を行いました故人からの寄附金1,248万2,094円を合わせた7,234万4,384円が平成28年度末の基金残高となります。32ページをお開きください。19款5項4目2節団体支出金のうち、国保連合会障害児給付費交付金は、子ども発達支援センターこじかに係る交付金であり、昨年度比約3,500万円の増加となります。20節雑入、説明欄上から4行目、延長

保育事業利用料から保育所職員給食費負担金までは、みなみ保育園での事業に係るものです。3行飛びまして、相談支援事業他団体負担金は、障害者総合支援法の中の地域生活支援事業として、市町村に義務付けられている事業であり、長島町との共同実施部分について、長島町の負担金を受け入れるものであります。地域活動支援センター事業他団体負担金についても、社会福祉法人黒潮会に委託して長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金であります。33ページに移ります。説明欄下から6行目、後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金は、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。34ページをお開きください。20款1項2目2節老人福祉債、「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスのうち、調理関係費用について過疎債を活用しようとするものであります。5節、災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時に対応するものであります。

以上、生きがい対策課の所管に関する説明を終わります。質疑等への回答で、細かい数字など不足の点は担当係長に答えさせますので、あらかじめ御了承ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

58ページの障がい児関係ですけれども、障害児は実際のところふえてるんですか。

早瀬生きがい対策課長

障がい児と言われる部分以外に、気になる子供たち、軽度の子供たちがふえております。

竹原信一委員

原因は何だと判断されてますか。

早瀬生きがい対策課長

これにつきましては、関係者の会議の中で出る話では核家族化であり、昔はおじいちゃん、おばあちゃん、そういう方々との交流、そういう部分があったんですが、なかなかそれがなくなることと、子育て、お母さん一人でされてる、そういう難しさの中でそういうお子さんたちが出てきているというような話を聞いております。

竹原信一委員

すると、精神的な障がいということですね、何人くらいふえてるんですか。どれくらいふえてるんですか。

早瀬生きがい対策課長

今度のこじかの整備でもわかりますように、20年くらい前というのが100人中、軽度な子供まで含めて6人程度であったのが、これが倍近くというような形になってるかと思えます。

竹原信一委員

それは全国的な傾向なんでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

関係者の会議の中では、全国的な傾向だというふうに伺っております。

竹原信一委員

それでは63ページ、保育園の報酬・給料の件なんですけど、62ページの一番下のほうにある看護師嘱託員、給食嘱託員、保育士嘱託員など足すと15名、15名の報酬金額が約3,000万円、そして下のほうに行くと、給料、職員手当、共済費足すとおよそ2,

080万円、この2, 080万円というのは二人の職員でしょうか。

早瀬生きがい対策課長

ここにつきましては、63ページの共済費につきましては、700万の内訳、社会保険料というのは、これは嘱託・臨時職員等のその分であります。それを引いた部分が職員の分ということになります。

竹原信一委員

社会保険料が、そうするとどうなるかということ、千五、六百万円が二人分の経費、そういうことでよろしいでしょうか。二人分が職員の場合。そして、嘱託の場合は15名で3,500万円ほど、間違いありませんか。

早瀬生きがい対策課長

職員分については、給料と職員手当とそして共済費のところの279万7,000円、これを足した分が職員ということであります。

竹原信一委員

そうするとですね、この公立がですよ、片や15名、片や二人、こういう状況というのは、職員を減らしてもやっていけるといえるかな、もっと大幅に経費を下げても大丈夫に見えるかもしれませんが、この配置というのは変更はできるんですよ。特にそこに市の職員を置かないといけない事情というのがあるんですか。

早瀬生きがい対策課長

まず、公立の保育園ということで、責任者である園長のほう、これが市の職員、そして主任保育士ということで、全体の責任、また現場での責任者ということでの保育士が職員ということになります。そのほか一応平成27年度から嘱託職員についても単年度雇用ということではあるんですが、その中から実際経験年数の長い方に主任保育士ということでほかの嘱託保育士より5,000円プラスの中で園の運営とかそういうことについて相談業務とかも含めて今、お願いをしているところであります。

竹原信一委員

まあ、なんて言いましょうか、なかなかつらい感じがしませんか、これ。同じ職場でさ、余りにもひどい差というのは人間関係うまくいくのかな、これで。問題起こっていませんか。

早瀬生きがい対策課長

ここにつきましては、実際10年になった方も、結果的に毎年の雇用ということなんですが、10年の方と1年目の方も金額が同じということで、そこについてはそれぞれ当然ながら差があるべきではないかということもあるんですが、なかなか単年度雇用というところから、嘱託という制度の中ではそこまではいかないところであります。

竹原信一委員

25ページの生活保護費負担金、4項か、4節だ。行路病人医療費とか居所不明者分扶助費、こういうのというのは実際、使ったことがあります。

早瀬生きがい対策課長

担当係長にお答えさせていただきます。

別府保護係長

行路病人の医療費ということにつきましては、実際に年間にたまに亡くなられた方とかいて、去年も行方不明の方の死体が上がったということで、その方の診断書料なんかを払った実績がありました。ただ最近はあまりそのようなものはないところでございます。

竹原信一委員

居所不明者分扶助費というのは、これはどういう場合に使われるやつなんですか。扶助費、こっちの下のほう。居所不明者分扶助費、これ、同じような扱いですか。

牟田学委員長

その下の段ですか。

竹原信一委員

はい、下のほう。

別府保護係長

これは歳入になる分ですね、これは行路病人という方は今の申し上げたとおりに、行き倒れなんかで倒れてた方の診断書なんかを本市が支払った場合に県のほうが負担をするということで、居所不明者分というのはですね、帰来先のない方を保護してる方がいらっしゃるんです。帰来先のない方というのが、例えば自宅で住んでいて、病院に入院した、施設に入所したという方が実際いらっしゃるんですが、そういう方が元住んでいた家が借家で、そこを明け渡してしまっただけで結局病院に入院してしまっただけで帰れないと、精神病院とかですね。それで帰れない方について、生活保護費の4分の3は国庫の負担金ということでお金が入ってくるんですけども、差額の4分の1を県がこちらに支給してくれるという制度なんです。

竹原信一委員

じゃあ、今のこの4万円とか210万円、この数字のこういうふうに当てたという根拠は何を基準にしたんですか。

別府保護係長

これは実際、現在も2名ほど、居所不明者分という方が本年度も2名いらっしゃるって、その方の実績に基づいて一応金額を上げているところです。

竹原信一委員

実際ですよ、市営住宅にもあろうかと思うんですけども、病院に行かずずっと借りっ放しの、そういったものの処分というか、それは進める、というのはどこが始めるように市役所ではしてるんですか。それともどうしようもない状態で、借り賃を出すという状態なんでしょうか。どうしても片づける方向で一旦は出さないと、無駄な借りっ放しになったりするんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

別府保護係長

生活保護の方で入院された場合、帰ってくる見込みのある方については最大6か月まで家賃を支給ができるんですが、帰ってくる見込みのない方については一応親族等にお願いして明け渡し、引き払い、明け渡しですよ、住宅の片づけとか、そういうことをしていただいて明け渡すという形をとって、結局その方が借りている家に帰ってくることがないという事実になった時点でこの帰来先が不明ということになります。

竹原信一委員

結構あると思うんですけども、実際、家族・親族が見つからないような人が市営住宅でも借りていなくなってる。ありますよね。それはどういうふうな考え方をしてるんでしょうか。

別府保護係長

現在、今2名この県費として扱ってる方についてはもう親族のほうで処理していただいたんですが、もしそういう方がいらっしゃらない場合は家財処分料という予算があります

ので、そちらで処分をすることになると思います。

竹原信一委員

その判断がされないまま市営住宅がぼろぼろになっている現実があるというのは御存じですか。市営住宅で、そこに住んでた方が突然いなくなって、そのまんまの住宅もあります。そういうのはこっちの課では把握してないのかな。都市建設課ではわかってるはずだけど。

別府保護係長

保護係としては、そのような方は今のところいない、今、先ほどの2名という方も、民間の借家から入院とか施設に入られた方だったんです。当然、市営住宅なんかの明け渡し、明け渡しじゃない、出られて帰来先がない、帰ってくるができない方についてはそのような対応を当然保護係でもせんといかんと思ってます。

牟田学委員長

いいですか。ほかに。

白石純一委員

62ページ、3款2項1目のどの節の時の説明されたかちょっと聞き逃したので教えていただきたいんですが、NTTのところに児童クラブが入るといのはどの項目になるでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

ページで64ページの児童館費のこちらのほうになります。13節委託料というのが放課後児童健全育成事業と、あと14節の使用料及び賃借料、こちらのほうはNTTのほうの借り上げということになります。

白石純一委員

失礼しました。NTTさんのほうに入られる、移るということですが、この320万が賃借料ということでよろしいのでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

はい、そういうことです。

白石純一委員

そうすると月額幾らですか。

牛濱課長補佐

家賃・共益費込みで月額27万円です。消費税は別途です。

白石純一委員

広さはわかりますか。

牛濱課長補佐

98平米です。

白石純一委員

30坪弱ということですか。坪1万弱ということですかね。

[牛濱補佐、「はい」と言う]

わかりました。このNTTに入られる、入る、新しく移る児童クラブは今、小学校の前にあるところということでしょうか。理解していいでしょうか。

牛濱課長補佐

小学校の前ではなくて、今、水産振興センターで実施しております第2学童クラブのほうを5月1日からNTTの社屋のほうに移転する予定でしております。

白石純一委員

小学校の前との水産振興センターのほうとの区別をすみません、私認識不足なんですけれども、どういった違いがあったんでしょうか。

牛濱課長補佐

小学校の前の阿久根学童クラブの人数がふえたことから、分割をして第2学童クラブをつくったんですけれども、現在、第1学童、小学校の前の中央児童館で実施しております学童クラブは主に1・2年生とその兄弟児の利用としております。少し距離がありますので、水産振興センターのほうは3年生以上の児童を対象にして実施しております。

白石純一委員

NTTのところに来たということは、小学校の前の第1ですか、大変近い場所になると思うんですけれども、統合するというお考えはないんでしょうか。あるいはなかったんでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

NTTのほうの利用できる部分というのは、1階だけでありまして、2階、3階の部分についてはNTTのほうの機器が入っているということで進入禁止ということがありましたので、一クラブ分ですね、1階部分のみを借用ということになりました。

白石純一委員

統合するには狭すぎたということですね。

[牛濱補佐、「はい」と言う]

それでは、このNTTの施設については十分な耐震基準を持っているという理解でよろしいでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

NTTのほうがそういう法的な部分についてはその都度対応しているということであります。

白石純一委員

ちなみに参考までに築年数、建った年がわかりますでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

ちょっと今、資料のほうにありませんので、後でまたお答えさせていただきます。

白石純一委員

次の質問ですが、60ページ、3款1項5目、老人福祉センターの管理費で、この中に高齢の方を送迎する費用というのは含まれているんでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

送迎につきましては、市の各地区の高齢者の方々が福祉バスを利用されます。その使用料については全て財政課のほうで支払っております。

以上です。

白石純一委員

すみません、不勉強で申しわけありませんが、福祉バスというのは予約するなりしてこの老人福祉センターまで送迎をしてもらえるということではよろしいでしょうか。

牟田学委員長

4番、5番、静かに。

早瀬生きがい対策課長

福祉バスにつきましては、老人福祉センターの往復ということではなくて、市内、県内

研修も含めて、そしてあと老人福祉センターのほうで、例えば昼食とかですね、総会とかそういうものもされるということで、その中の老人福祉センター使用の中の一部というようなことで理解していただければと思います。

白石純一委員

すみません、もう一度伺いたします。福祉バスを使って老人福祉センターでイベント等があるときに予約等をして使用できるというものでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

はい、それは予約でできます。

白石純一委員

なぜ聞いたかといいますとですね、やはり自分の車を運転できる方、あるいは家人・知人で車で送迎してもらう方、あるいは福祉バスを使わないといけないと、つまり人家の密集地だとかあるいは駅、バス停から近いと徒歩でも行けるところなんでしょうけれども、なかなか徒歩で行けるような場所ではないということにあるものですね、大変お年寄りの方にとっては使い勝手があまりよくないんじゃないかと思って質問した次第なんです。これについては加えて昨年的一般質問でも伺いましたが、耐震基準を満たしていないというふうに理解しておりますので、なかなか今後も長く使い続けるということはお年寄りの方には酷なのかなと。また、安全性の問題もあるということを考えて代替施設としてこれまでに検討、あるいは今検討、平坦地ですね、あるいは人家密集地近くに検討されているというようなことはございませんでしょうか。

早瀬生きがい対策課長

委員が言われるように、建物自体が古いということで今回旧国民宿舎のほうで休館に入りますと、当然工事も、解体工事とかあります。ですからそこ自体をどこかに移動させようにもそういう施設も、会議室ございません。ですから一応そのままの形でどっかに移ったにしても老人福祉センター自体の管理はしていかないといけないということがあります。そういう中で、できましたらみんながバス停から近いようなところですね、そういうところで福祉センターなりそういうものができればなというふうには思っております。

白石純一委員

具体的にそういう場所を探しているということではないということですね。

早瀬生きがい対策課長

具体的にはありませんが、例えば旧阿久根高校のその問題があったりとか、あと瀧地区の市有地とか、そういうところがどうなのかなということにはちょっと思っております。

牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

渡辺久治委員

65ページの3款3項1目、13節の一番下の生活困窮者相談支援事業、これは先ほどの説明では生活保護の一手前の方というようなことでございましたけれども、その判定基準と支援内容について教えてもらえますか。

別府保護係長

生活困窮者の自立相談支援事業と申しますのは、平成27年の4月から施行されました同法に基づいて生活に困っている方に対しての相談窓口ということで、福祉事務所の設置自治体が設置することということになって、これは生活に困っているということはお金の問題とか健康上の問題、仕事に就けない、生活に困っているということ前半になります。

その中で相談員の方が話を聞いて、例えばこの方についてはちょっと生活保護が必要だなと思われる方についてはうちの生活保護の係のほうに回していただいている状況であります。

渡辺久治委員

例えば一人上限幾らまでとか、そういうものも具体的に決まっていますか。支援するお金とした場合にですよ。

別府保護係長

この自立相談支援事業というのは、お金を給付することが目的ではなくて、生活に困っている状況をまず聞き取りをして、その方に見合った支援をしていこうというものであります。

渡辺久治委員

そうであれば、支援の程度を相談して、例えばそれを相談した上で生活保護になるとか、そういうふうな相談ということですね。

別府保護係長

そうでございます。この方については、例えば社会福祉協議会に委託してこの事業を行っているところなんですが、一時的に生活に困っているような状況であれば、社会福祉協議会が取り扱っている一時的な社会福祉給付金等で対応するとか、あるいは仕事をすることによって生活、自立ができるという方についてはハローワークと連携して社会福祉協議会の職員が案内したりとか、そういうことをしております。

渡辺久治委員

この委託料の770万のうち、この支援事業はどのくらいの額になるんですか。予算規模としたら。

早瀬生きがい対策課長

委託料につきましては、これは相手方があることですので、実際金額はちょっと説明できません。

渡辺久治委員

770万のうちからするということですね。

[早瀬生きがい対策課長、「はい」と言う]

わかりました。

牟田学委員長

ほかに。

山田勝委員

62ページ、保育所のことについてお尋ねしたいんですが、みなみ保育所の予算ですよ、これは。全部で園児が幾らいるんですか。

永田園長

現在の時点で68名入所しております。

山田勝委員

課長、これね、予算を見てみますと、先ほども論議があったんですが、例えば二人の保育、恐らく保育士のライセンスを持つてる職員の方がと思いますよね、二人の職員は。二人の職員は保育士ですか、それとも一般職ですか。

早瀬生きがい対策課長

二人とも保育士の資格者です。

山田勝委員

医者も同じですね、保育、医者の免許を持つてる人はみんな同じ人間の命をチェックする権限があるんですよ、診断する権限が。しかしこれと同じように、例えば保育士についてもですね、同じライセンスで保育をできますよね。だから二人の職員の年間の給料がですね、給与が24人の半額だということは、24人の半額ですよ、24人で、失礼しました、12人でですね、2,400万ですよ。二人で1,200万ということですよ、
[発言する者あり]

それくらい、これは身分の差だからしよんないとしてもですよ、しよんないとしても、でも現実には民間の保育園ちゅうのはね、民間の保育園というのはこの12人の方々の給料ですよ。12人の方々が民間の保育園の方々と、働いているという状況ですよ。さて、そういう中で、保育される子供たちについてどれくらいの差ができるんですか。ものすごく投資効果の問題を考えたときに、課長どうですか、差がありますかね。どんな差がありますかね。

早瀬生きがい対策課長

差といいますより、職員がいつているのは園長職と主任保育職ということで、直接児童の保育自体はやっておりませんので、その差についてはちょっと今のところ比較できないかと思います。

山田勝委員

何をしてるんですか、そしたら。

早瀬生きがい対策課長

全体の保育士の調整とか、あと保護者からの相談とか、そういう部分が主になるかと思っています。

山田勝委員

それはね、どこの保育園でもやってることだよな。それはどこの保育園でもやってるから、そんなのは関係ないですよ。でも、これは私があなたにどれだけ言ってもどうしようもないことですね、これはもうしよんなかこっじゃったって。でも、私が思うのは、みなみ保育園をどうするつもりですか、こういう話をですね同じライセンスを持つてる人が二人でこれだけですよ。一方は二人でこれだけ、12人の金額と二人の金額と同じ経費を使ってるんですよということで、市民にアピールすればですね、はよ民営化せんかて、早くしたほうがいいですよ、どれだけの価値があるんですかということになるんですが、どういう状況ですか、これ。

早瀬生きがい対策課長

この件につきましては以前、民営化の話もありまして、ちょっと途中立ち消えしたようなことの中で、子ども子育て会議の中でも公立として1園は残すというような決定を数年前にしております。そういう中で非常に我々としましては保育士さんたちというのは保護者から見れば、お子さんから見ても先生です。これが単年度雇用の中で非常に状況としてはまずいということから、できればそれぞれ5年、10年そういう部分でも給与にも差があるべきだろうと、今委員がおっしゃるように当然そのまま資格を持って入ってきた若い人と40くらいの人とは違うというようなことの中でですね、ところがこの阿久根市の、阿久根市というか嘱託制度というのが単年度の契約ということでそれ自体がなかなか難しいと、これが例えば委託とかいう形であれば相手のほうでその年齢に応じた、経験に応じた給料ということもできるんですが、ちょっとそこから先へ今進めないような状況の中で、

ただ5,000円だけ去年、27年度ですね、嘱託保育士の中から園の運営に関わってくださる責任者ということで5,000円だけを上げてもらえたというような状況になります。

山田勝委員

この話をね、私があなた方とどれだけしても解決つかない話ですよ。話だけど、例えば一般市民、例えば住民側からしてね、市民から預かってるお金を使うわけじゃないですか。そういう中でですね、余りにも理不尽だなという気がするんですよ。私ども知ってる、例えばぼんたん保育園があります、折多保育園があり、それぞれもろもろあるじゃないですか。そういうところはですね、そういうことではないわけですから、継続してずっと使って、継続してずっとこの保育士の皆さん、お仕事をしていらっしゃる。だから、公立の保育園を残すべきだというのは便宜的にそういう話をしただけのことで、現実にはどちらが正しいかというのはわからないんですよ。今後、やはりこの問題についてはですね、やはりみんなの前で議会ででも議論をしていかないかんですよ。どういうことで、それは私が市長になるときの公約でしたとかなんとかいう話ではないんです。だからこれはどうしたほうが一番いいかという方向で取り組んでいかないかんと思いますよ。

以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第18号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退室)

ここでお諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日はこれにて散会します。14日は午前10時より再開します。

(散会 15:36)

予算委員会委員長 牟田学